令和２年度
再生可能エネルギーの適正な導入に向けた
環境影響評価のあり方に関する検討会
報告書

令和３年３月

令和２年度　再生可能エネルギーの適正な導入に向けた
環境影響評価のあり方に関する検討会

はじめに

風力発電所は、2012 年 10 月より、環境影響評価法（平成９年法律第 81 号）の対象事業とされており、以来、400 を超える事業が環境影響評価法に基づく環境影響評価の手続きを行っている。

2019 年には、「太陽光発電施設等に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会」（2018 年８月～2019 年３月）において、風力発電所に係る規模要件の検証についても併せて実施したが、その時点では規模要件を見直すに足りる根拠となるデータが不足しているとして、引き続き議論を継続すべきとされた。

その後、2020 年 10 月 26 日、菅内閣総理大臣より「2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことが宣言され、カーボンニュートラル社会の実現のためには、再生可能エネルギーの主力電源化及び最大限の導入が非常に大きな鍵である。

再生可能エネルギーの地域における受容性を高め、最大限の導入を円滑に進めていく上で、環境への適正な配慮と地域との対話プロセスは不可欠であり、環境影響評価制度の重要性は高まっている。

こうした中で、2020 年 12 月１日に内閣府特命担当大臣（規制改革）主宰で開催された「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」において、環境影響評価法の対象となる風力発電所の規模要件等に関する課題が指摘されるなど、風力発電の導入拡大に向けた迅速な検討が求められている。

こうした背景を踏まえ、経済産業省及び環境省は、「再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会」を設置し、環境影響評価法の対象となる風力発電所の規模要件を含め風力発電所に係る環境影響評価制度の適正なあり方について検討を行った。

本報告書は、令和２年度にこれまで４回の検討を行った結果をとりまとめたものである。

目次

Ⅰ　風力発電所に係る環境影響評価の今後のあり方について..... 1

１　風力発電所に係る環境影響評価制度について..... 1

１－１　環境影響評価法の状況..... 1

１－２　環境影響評価条例における風力発電所の対象事業の状況..... 3

２　風力発電所に係る環境影響評価の現状と課題について..... 5

２－１　環境影響評価法における風力発電所の環境影響評価の実施状況..... 5

２－２　風力発電所による環境影響の特性..... 7

２－３　風力発電所に係る環境影響評価の課題..... 8

３　風力発電所に係る環境影響評価の今後のあり方について..... 9

３－１　環境影響評価法における風力発電所の取り扱いについて..... 10

３－２　風力発電所に係る環境影響評価の適正な制度及び運用のあり方..... 16

３－２－１　継続して検討し迅速に措置するべき事項（制度的対応のあり方）..... 17

３－２－２　喫緊の課題として直ちに措置するべき事項（現行制度の運用面のあり方）..... 19

Ⅱ　参考資料..... 25

１．令和２年度再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会　委員等名簿..... 25

２．令和２年度再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会　開催経緯..... 26

３．令和２年度再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会　参考資料集..... 27

Ⅰ　風力発電所に係る環境影響評価の今後のあり方について

１　風力発電所に係る環境影響評価制度について

１－１　環境影響評価法の状況

・ 風力発電所は、2012 年から環境影響評価法の対象事業に追加された。
・ 第一種事業は１万 kW 以上、第二種事業は 7,500kW 以上１万 kW 未満である。

我が国では、固定価格買取制度が創設されて以降、風力発電の導入が進んできているが、一方で、騒音、バードストライク、自然的･文化的景観への影響等の問題を生じている事例もみられた。

このため、2010 年２月に中央環境審議会において取りまとめられた「今後の環境影響評価制度の在り方について（答申)」において、「風力発電施設の設置を法の対象事業として追加することを検討すべき」とされ、2012 年 10 月より、環境影響評価法の対象事業とされている。

環境影響評価法の対象とする際の規模要件の検討（2011 年）では、風力発電所の環境影響に係る情報は十分ではなく、火力発電所と比較した土地改変面積の程度、地熱発電所と同様の動植物・生態系への影響として火山活動の影響を受ける脆弱で厳しい環境に設置される立地状況、騒音・低周波音に対する苦情の発生割合等から、必ず環境影響評価を行う第一種事業の規模要件は、出力１万 kW 以上である事業とされた。

なお、環境影響評価法は、環境影響評価手続きの結果を許認可等の審査に直接反映させることとしており（環境影響評価法第 33 条、発電所の許認可等を行う電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）では第 47 条、第 48 条)、電気事業法は、対象施設の届出の要否を、総出力（kW）で区分している。このため、電気事業法との整合性の観点、また、事業者及び行政当局が環境影響評価法の対象事業か否かを判断する上での簡便性の観点から、発電所に関する規模要件は、総出力（kW）を指標としている。

環境影響評価法の対象事業の規定状況

事業の種類	第一種事業の要件	第二種事業の要件
法第二条第二項第一号ホに掲げる事業の種類[1]	出力が一万キロワット以上である風力発電所の設置の工事の事業	出力が七千五百キロワット以上一万キロワット未満である風力発電所の設置の工事の事業
	出力が一万キロワット以上である発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事の事業	出力が七千五百キロワット以上一万キロワット未満である発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事の事業

[1] 電気事業法第 38 条に規定する事業用電気工作物であって発電用のものの設置又は変更の工事の事業。

■環境影響評価法　第二条第二項

この法律において「第一種事業」とは、次に掲げる要件を満たしている事業であって、規模（形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。次項において同じ。）が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

■環境影響評価法　第二条第三項

この法律において「第二種事業」とは、前項各号に掲げる要件を満たしている事業であって、第一種事業に準ずる規模（その規模に係る数値の第一種事業の規模に係る数値に対する比が政令で定める数値以上であるものに限る。）を有するもののうち、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかの判定（以下単に「判定」という。）を第四条第一項各号に定める者が同条の規定により行う必要があるものとして政令で定めるものをいう。

■環境影響評価法　施行令　第六条

法第二条第三項の政令で定める数値は、0.75 とする。

１－２　環境影響評価条例における風力発電所の対象事業の状況

- 環境影響評価条例において風力発電所を対象としている自治体は、32 道府県、15 政令市である。
- 風力発電所を対象事業としている条例では、第一種事業の規模要件を 7,500kW 以上としているものが最も多く、次いで 5,000kW 以上としているものが多い。

環境影響評価条例において、風力発電所を明示的に対象としている自治体は、47 都道府県のうち 32 道府県、21 政令市のうち 15 政令市である。また、土地の改変等の事業として対象となりうる自治体は、５県、１政令市である。

風力発電所を対象事業としている条例では、第一種事業の規模要件を 7,500kW 以上としているものが 13（都道府県 10、政令市３）と最も多く、次いで 5,000kW 以上としているものが多い（都道府県９、政令市３）。なお、条例の第一種事業の規模要件を法と同じ 10,000kW としている自治体が４県[2]あり、うち３県は第二種事業の規模要件を 5,000kW 以上とし、スクリーニング対象を法より広く設定している。

また、風力発電所を対象としている条例のほとんどは、規模の上限を設定していないが、第一種事業の上限を設定しているものが１県[3]ある。

[2] 第一種事業の規模要件を法と同じ 10,000kW としている自治体は、北海道、福井県、山口県、高知県の４県。うち、北海道、山口県、高知県の３県は、第二種事業の規模要件を 5,000kW 以上としており、福井県は法と同じ 7,500kW としている。

[3] 愛知県では上限を 10,000kW と設定している。

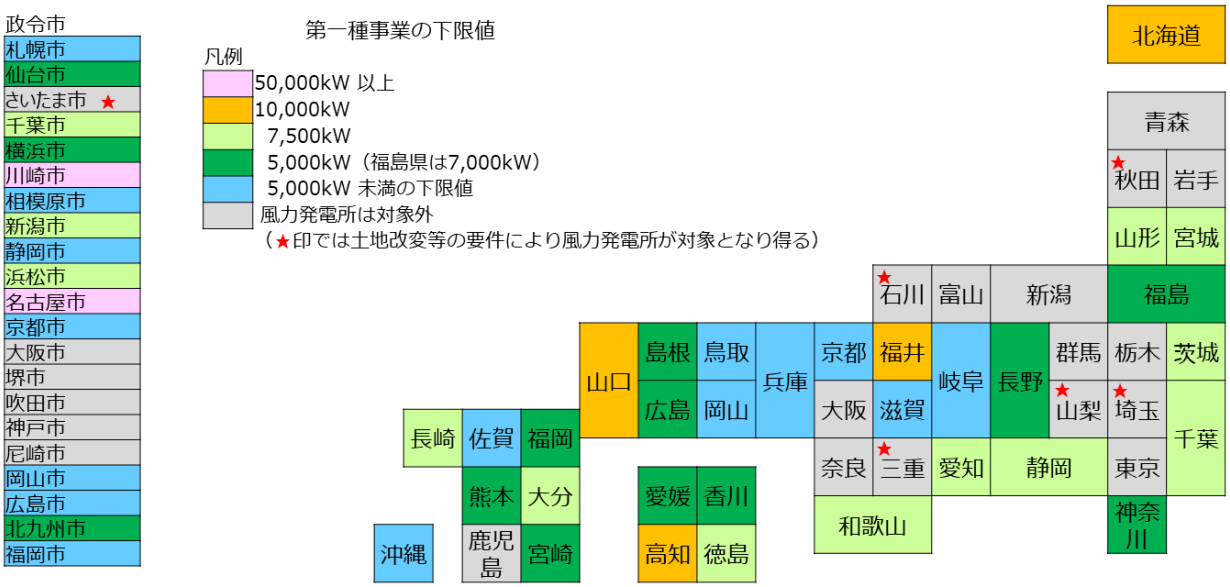

※地域区分に応じて規模要件を設定している場合は、自然環境保全上の地域区分ではない一般的な地域区分の下限値とした。
※なお、愛知県のみ、第一種事業の規模要件の上限値を定めている。

２　風力発電所に係る環境影響評価の現状と課題について
２－１　環境影響評価法における風力発電所の環境影響評価の実施状況

- 風力発電所は 2012 年に環境影響評価法の対象事業に追加され、2021 年２月時点で、手続き終了[4]が 119 件、手続き中が 302 件である。
- 環境影響評価法に基づく手続きの実施件数や、要綱や条例を含めた手続きの実施件数を事業種別に整理すると、風力発電所は、そのほとんどが法に基づいて実施されているなど、環境影響評価法の対象としている他の事業種に比べて著しく状況が異なる。

環境影響評価法に基づく環境影響評価は、全事業種でこれまでに 711 件の事業が手続きを実施している（2021 年２月時点）。風力発電所は 2012 年に対象事業に追加され、手続き終了が 119 件、手続き中が 302 件となっている。環境影響評価法の手続きを実施した全事業の約６割を風力発電所が占めており、また、現在、環境影響評価法の手続き中の全事業の約９割を風力発電所が占めるという突出した状況にある。

また、法と条例の環境影響評価の割合をみると、風力発電所はそのほとんどが環境影響評価法に基づく手続きとなっており、他の事業種とはバランスが大きく異なっている。

[4] 評価書の手続きを終了したもの（報告書を公表したものを含む）、事業を廃止したもの、第二種事業で環境影響評価手続き不要と判定されたものを指す。

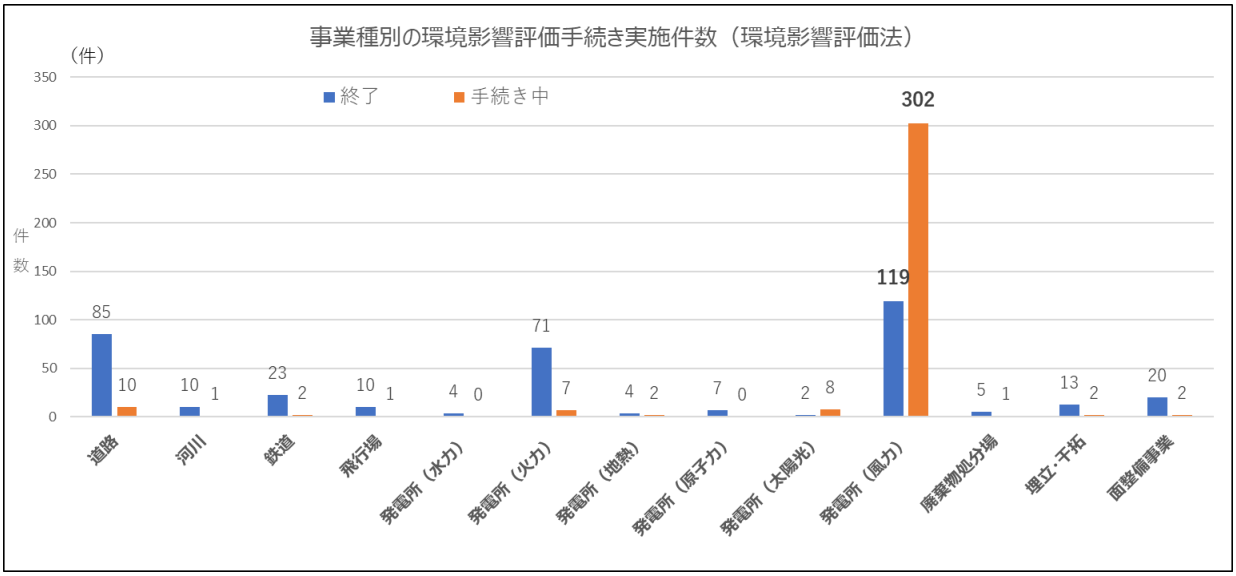

※環境影響評価情報支援ネットワークの環境影響評価事例の条件検索による（2021 年２月５日閲覧）

※終了は、評価書の手続きを終了したもの（報告書を公表したものを含む）のほか、事業を廃止したもの、第二種事業で環境影響評価手続き不要と判定されたものを含む

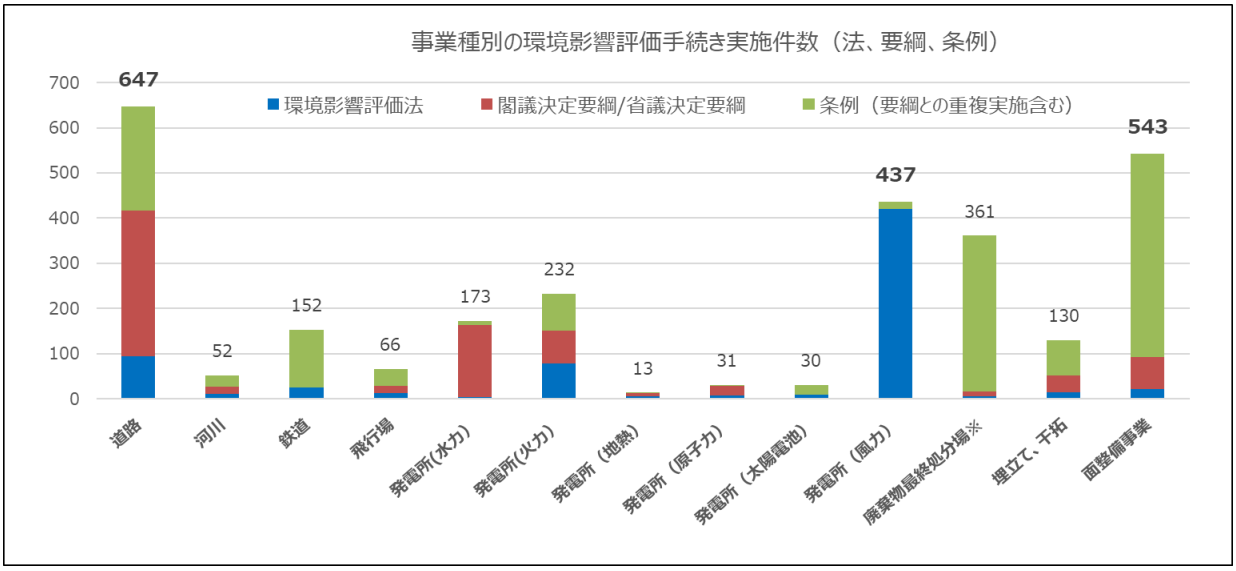

※環境影響評価情報支援ネットワークの環境影響評価事例の条件検索による（2021 年２月４日閲覧）

※廃棄物最終処分場の条例の区分には廃棄物処理施設を含む

２－２　風力発電所による環境影響の特性

・ 風力発電所による環境影響の程度は、規模に相関する傾向もあるものの、立地の状況に依拠する部分が大きいと考えられる。

風力発電所による環境影響の主なものは、①騒音、②鳥類への影響（バードストライク、生息環境の変化等）、③土地改変による動植物・生態系への影響や水の濁りの発生、④景観への影響があげられる。

国立研究開発法人エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）[5]が、規模別、立地環境別に、既設及び工事中の風力発電所における実態把握を行った結果、

① ブレード・タワー等への飛翔性動物の接近・接触は、規模の大小に係わらず、それが発生しやすい立地・環境条件に風車が建設・稼働していることが原因と考えられた。

② 規模はほとんど騒音レベルに寄与しておらず、最寄りの風車までの距離が最も寄与していることが示された。

また、環境影響評価法の第一種事業の要件である「著しい影響」を示す指標として、厳しい環境大臣意見[6]の発出状況に着目すると、規模が大きい事業では厳しい意見となる割合が高い傾向がみられる。他方で、一定規模未満の事業においても（５万 kW 未満の事業で 51 事業中７事業）厳しい大臣意見となる場合があることにも着目する必要がある。

なお、風力発電所が法対象事業となった 2012 年当時に比べ、風車１基あたりの発電設備容量は大型化しているものの、総出力や事業実施区域の面積、改変面積は経年的な傾向はみられない。

厳しい大臣意見が発出された割合（５万 kW 階級区分別）

		～５万 kW	５～ 10 万 kW	10～ 15 万 kW	15 万 kW～	全体
事業数①		51	25	12	4	92
	厳しい意見あり②	7	7	8	2	24
	厳しい意見なし	44	18	4	2	68
厳しい意見の割合 ②／①		14%	28%	67%	50%	26%

※　2012 年 10 月以降に公告・縦覧開始された準備書 92 件（事業廃止・第二種事業を除く。洋上除く。）を対象

[5] 平成 28 年度―平成 29 年度成果報告書（風力発電等導入支援事業/環境アセスメント調査早期実施実証事業/環境アセスメント迅速化研究開発事業）既設風力発電施設等における環境影響実態把握Ⅰ、Ⅱ報告書（平成 30 年２月）は平成 26 年度より実施している実証事業の成果等をもとに取りまとめたもの。

[6] 「厳しい大臣意見」…環境大臣意見において、対象事業実施区域の一部除外、配置の取りやめ、保全対象との離隔の確保、追加の調査を求めるもの。

２－３　風力発電所に係る環境影響評価の課題

- 環境影響評価法に基づく手続きの実施件数、実施事業全体に占める割合、法と条例に基づく環境影響評価の割合において、風力発電所は他の事業種と比較して著しく状況が異なる。
- これまでの風力発電所に係る環境影響評価法に基づく環境影響評価制度の運用の中で、運転を開始し事後調査の実施や報告書の公表に至っている事例は多くはないものの、環境影響評価法の対象事業に追加した当時と比べて知見が充実してきた部分もあることから、風力発電所に係る適切な環境影響評価制度の今後のあり方を考える必要がある。

環境影響評価法に基づく環境影響評価手続きの実施件数、実施事業全体に占める割合、法と条例に基づく環境影響評価の割合において、風力発電所は他の対象事業とは著しく状況が異なる。

風力発電所が法対象事業に追加された当時は、風力発電に係る環境影響の実態について現在より事例に基づく知見が十分でない状況にある中で法の対象規模を決めた経緯がある。しかし、その後の風力発電所に係る法に基づく環境影響評価制度の運用の中で、運転開始後の事後調査の実施や報告書の公表に至っている事例は多くはないものの、これまでに手続き終了が 119 件、手続き中が 302 件となっており、従前に比べて事例や知見が充実してきた部分もある。

このようなことから、

① 環境影響評価法の対象となって以来の事例の蓄積等、最新の知見を基に、
② 適正な環境配慮の確保と地域におけるコミュニケーションの充実の観点から、
③ 風力発電に係る関係制度の最新の状況も踏まえ、
④ 法と条例が一体となって環境の保全に配慮した事業の実施を確保してきた我が国の環境影響評価制度の経緯に鑑みて、

風力発電所に係る適切な環境影響評価制度の今後のあり方を考える必要があると考えらえる。

３　風力発電所に係る環境影響評価の今後のあり方について

脱炭素社会の実現に向けて再生可能エネルギーの最大限の導入が求められる中において、風力発電所の設置等に当たり、あらかじめ、事業者において事業に係る適正な環境配慮を確保すること、事業者が地域の住民や地方公共団体等の意見を取り入れ、その理解を得られるよう最大限努めることにより、地域の理解と受容が進み、環境と調和した形となることにより風力発電所の円滑な立地の促進が図られる。昨今、一部の風力発電所について、地域におけるコミュニケーションや環境配慮のあり方に重大な懸念が示されることがある状況を踏まえれば、自然や生活環境の保全を前提として、風力発電の円滑な導入促進のためにも、今後、風力発電所に係る環境影響評価制度の重要性がより一層高まってくる。

このような考え方を礎として、風力発電所に係る環境影響評価のあり方の検討を行った。

３－１　環境影響評価法における風力発電所の取り扱いについて

・ 環境影響評価法の対象とすべき「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえるべき風力発電所の規模について、最新の知見に基づき、適正な規模を検討する必要がある。

風力発電所の環境影響の程度は、事業規模に相関する傾向も見られるものの、事業規模よりも立地する場所に依拠する度合いが大きいと考えられる。

他方、現行の環境影響評価法においては、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」かどうかを事業規模の数値により判断し、環境影響評価手続きを義務付ける仕組みとなっている。

脱炭素社会の実現に向けて再生可能エネルギーの最大限の導入が速やかに求められる状況において、現行法下における経済産業省・環境省としての喫緊の対応としては、法全体に関わる上記の仕組みを前提として、法の対象とすべき「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」として捉えるべき風力発電所の規模について、環境影響評価法の対象となって以来の事例の蓄積等、最新の知見に基づき、他の対象事業との公平性の観点も踏まえ、適正な規模の検討を行うことが必要である。

上記に加え、風力発電所の環境影響の程度は、立地する場所に依拠する度合いが大きいことから、法対象とならない規模が大きいとはいえない事業について環境への配慮が適正に確保されない懸念があり、地域において風力発電の受容性がより低下することが懸念される。そのような事態は、かえって風力発電の積極的な導入を阻害する恐れがあり、自然や生活環境の保全を前提として、風力発電の促進の観点からも、風力発電所の規模要件は、単に現行法下における適正な規模要件のみを検討するのではなく、法対象とならない規模の事業に対する適切な措置とあわせて検討すべきである。

・ 風力発電所の規模要件の検討にあたっては、現行の環境影響評価法下における喫緊の対応として、法における「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」として、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、他の法対象事業の規模の考え方を敷衍して設定する。

・ 面的事業の 100ha をメルクマールとしつつ、風力発電所の事業特性として懸念される発電設備（風車）による環境負荷の度合いを鑑みて、より厳しい面積要件として 50ha と設定する。

・ 上記の考え方に基づき、2012 年以降に評価書手続きが終了した 46 事例について、線的な事業とみなした面積を分析した結果を踏まえれば、現行法下における適正な規模要件としては、第一種事業の規模要件は５万 kW 以上、第二種事業の規模要件は 3.75 万 kW 以上５万 kW 未満となる。

環境影響評価法の対象事業全般における「規模が大きく、著しい影響のおそれがある事業」の考え方は、面的事業、線的事業、点的事業の区分に応じて設定されており、規模としては面的事業の 100ha がメルクマールとなっている。

■法対象事業全般における「規模が大きく、著しい影響のおそれがある事業」の考え方

- 法対象事業の「規模が大きく、著しい影響のおそれがある事業」の考え方は、いわゆる面的事業、線的事業、点的事業に区分し、土地の形状の変更等による事業の規模や、環境負荷の発生・排出の度合いに着目して設定されている。
- 土地区画整理事業や工業団地造成事業、太陽電池発電所等のいわゆる面的事業は、面積 100ha がメルクマールとして設定されている。
- 面的事業のうち、埋立て・干拓事業は、海岸線の変更に伴う流況の変化等、周辺の海域への影響を伴うため 50ha、さらに廃棄物最終処分場は、より配慮が必要な廃棄物を取扱うという事業特性を踏まえて 30ha と、通常の面的事業より厳しい要件が設定されている。
- 道路・鉄道のいわゆる線的事業は、一般的に見込まれる影響範囲として両側それぞれ 50ｍを想定し、これが 100ha に相当する長さ 10㎞ を要件としている。
- その他火力発電所等のいわゆる点的事業は、面的規模ではなく環境負荷の発生・排出量等に着目し、施設の能力を基準として設定されている。

風力発電所は設備を列状に配置することが多いことから、道路や鉄道と同様に線的な事業とみなし、事業の規模を示す指標として、列状に配置された各発電設備の中心を結んだ線から両側へそれぞれ 50ｍの範囲の面積を想定する。

また、風力発電所は、数十メートルのタワー上でローターが回転するという構造であり、高さ方向の空間利用が大きいことから、面的事業の 100ha より厳しい要件を設定している埋立て・干拓と同様に 50ha に相当する出力規模とする。

上記の考え方に基づき、2012 年以降に評価書手続きが終了した 46 事例について線的な事業とみなした面積を分析すると、50ha に相当する出力はおよそ５万 kW となる。

このことから、現行法下における適正な規模要件としては、第一種事業の規模要件は５万 kW 以上、第二種事業の規模要件は 3.75 万 kW 以上５万 kW 未満となる。

この両側 50ｍの範囲は、事業の規模を示すための指標として線的事業の考え方を敷衍したものである。なお、個別の事業における改変面積や事業実施区域の面積は、事業特性や地域特性によって大きく異なる[7]点や、いわゆる影響範囲については、個別事業ごとに検討する必要がある点に留意する必要がある。

また、規模要件の設定方法については、風力発電所による環境影響が規模より立地によるところが大きいことから、上記の５万 kW を基本としつつも、自然公園等重要な自然環境等が存在する地域では、より小さい規模を設定するなど、立地条件を加味した規模要件とすることが適当であるという意見もあった。

---

[7] 2012 年 10 月以降に公告された環境影響評価書（経過措置を除く）及び報告書のうち、データが取得できた 46 事例について、発電所の総出力と改変面積や事業実施区域の面積との関係を分析した。その結果、改変面積は、総出力との緩い相関が認められたものの、事業によるばらつきがかなり大きかった。事業実施区域の面積は、個別の事業ごとに区域の設定方法が異なり、総出力との相関は認められなかった。

環境影響評価法の対象事業

環境影響評価法の対象事業		第一種事業（必ずアセスを行う事業）	第二種事業（アセスが必要かどうか個別に判断する事業）
1 道路	高速自動車国道	すべて	－
	首都高速道路など	4 車線以上のもの	－
	一般国道	4 車線以上・10km 以上	4 車線以上・7.5km～10km
	林道	幅員 6.5m 以上・20km 以上	幅員 6.5m 以上・15km～20km
2 河川	ダム、堰	湛水面積 100ha 以上	湛水面積 75ha～100ha
	放水路、湖沼開発	土地改変面積 100ha 以上	土地改変面積 75ha～100ha
3 鉄道	新幹線鉄道	すべて	－
	鉄道、軌道	長さ 10km 以上	長さ 7.5km～10km
4 飛行場		滑走路長 2,500m 以上	滑走路長 1,875m～2,500m
5 発電所	水力発電所	出力 3 万 kW 以上	出力 2.25 万 kW～3 万 kW
	火力発電所	出力 15 万 kW 以上	出力 11.25 万 kW～15 万 kW
	地熱発電所	出力 1 万 kW 以上	出力 7,500kW～1 万 kW
	原子力発電所	すべて	－
	太陽電池発電所	出力 4 万 kW 以上	出力 3 万 kW～4 万 kW
	風力発電所	出力 1 万 kW 以上	出力 7,500kW～1 万 kW
6 廃棄物最終処分場		面積 30ha 以上	面積 25ha～30ha
7 埋立て、干拓		面積 50ha 超	面積 40ha～50ha
8 土地区画整理事業 9 新住宅市街地開発事業 10 工業団地造成事業 11 新都市基盤整備事業 12 流通業務団地造成事業 13 宅地の造成の事業（住宅・都市基盤整備機構、地域振興整備公団）		面積 100ha 以上	面積 75ha～100
○港湾計画		埋立て・掘り込み面積の合計 300ha 以上	

線的事業とみなした面積[8]と風力発電所の総出力の関係

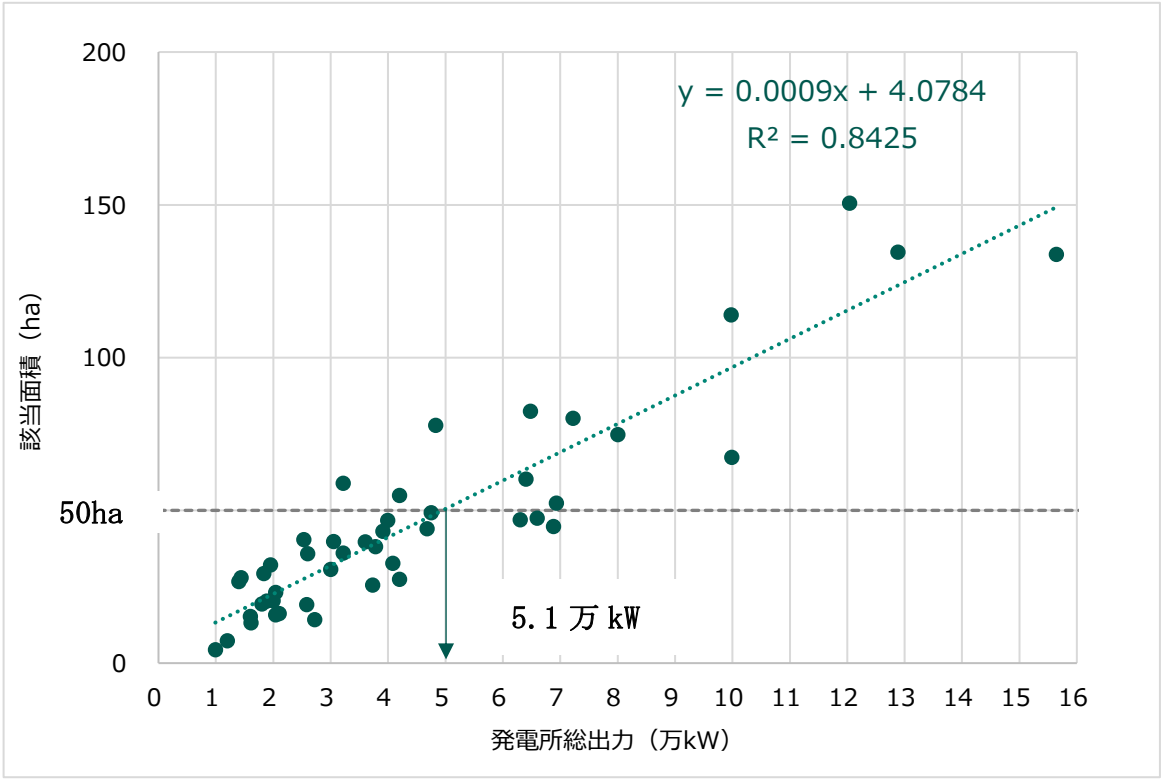



山間地で尾根上に配置された例

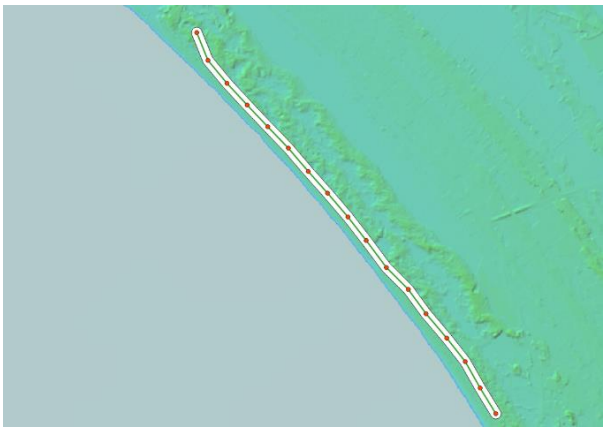

海岸線沿いに列状に配置された例

[8] 列状に配置された各設備の中心を結んだ線から両側へそれぞれ 50mの範囲。

風力発電所の規模要件を引き上げる場合には、以下の点が担保されるよう十分留意する必要がある

・ 法対象とならない規模の事業について適切な環境影響評価の実施

・ 規模要件に係る政令の施行までの、必要な期間の確保

・ 事業を分割すること等による「アセス逃れ」防止のための措置

・ 現行法により手続き中の案件が適切に取り扱われるための措置

＜法対象とならない規模の事業について適切な環境影響評価の実施＞

法の対象とする事業の規模要件が引き上げられた場合、法の対象とならない規模の事業については、法と条例が一体となって我が国の環境影響評価制度が形成・運用されてきたことに鑑み、当面、都道府県・環境影響評価法政令市（以下「都道府県・政令市」という。）の条例により適切に手当していくとともに、条例の施行が間に合わない場合の事業者に対する対応等を経済産業省・環境省において検討することが考えられる。さらに、規模が大きくない場合でも立地により環境影響が懸念される場合があるという風力発電の環境影響の特性を考慮し、より幅広なスクリーニングや簡易かつ効果的なアセスメント手続きなどの点についても必要な制度的対応を検討し、適切に措置していくことが考えられる。

都道府県・政令市の環境影響評価条例は、環境影響の未然の防止や地域とのコミュニケーションの促進を図る観点から重要な役割を果たしてきており、環境配慮を確保し、地域とのコミュニケーションを促進することにより、必要な事業の実施を円滑化する点においても結果的に寄与してきた。なお、条例の中には、法の制定以前から制定・運用されてきたところもある。このような条例が果たしてきた役割や経緯なども踏まえ、法対象とならない規模の事業については、地域におけるこれまでの風力発電に係る環境影響や地域住民の懸念などの地域の実情に応じて、地方自治体の判断により都道府県・政令市の条例において適切に手当していくことが重要であると考えられる。

一方で、都道府県・政令市においては、現状において風力発電所が明示的に環境影響評価条例の対象とされていない地域もあり、そのような地域に風力発電所が集中的に立地することが懸念される。都道府県・政令市による風力発電所に係る環境影響評価条例の対応のあり方については、地方自治や地方分権の考え方を尊重しつつも、国として一定の方針を示すことが望まれる。

さらに、法の規模要件が引き上げられた場合においても、都道府県・政令市の条例で手当てすることとなると、事業者の負担や環境影響評価に要する時間は現状と大きく変わらないのではないかとの意見もあった。

＜規模要件に係る政令の施行までの、必要な期間の確保＞

法の規模要件に係る政令について、施行までに要する期間としては、制度改正による混乱を招かないよう、事業者や住民をはじめ関係者への十分な周知期間が必要である。加えて、現在、条例において風力発電所を対象としていない場合の対象事業とし

ての追加や、条例における風力発電所の規模要件において上限を設定している場合の上限の変更等、必要な条例等改正の検討と、その周知期間を勘案し、必要な期間を確保することが必要である。

＜事業を分割すること等によるアセス逃れの防止のための措置＞

法の規模要件が引き上げられた場合、環境影響評価法の対象規模以下となるように事業を分割する等いわゆる「アセス逃れ」をする事業者がでてくることが懸念されることから、いわゆる「アセス逃れ」の防止のための措置（経済産業省・環境省において法アセスの対象とすべき一の事業の考え方を提示し、周知すること等）を検討することが必要である。

＜現行法により手続き中の案件が適切に取り扱われるための措置＞

現在法に基づき手続き中の風力発電事業は 302 件あり、うち５万 kW 未満の風力発電事業は 111 件[9]ある。これらの中には、環境大臣等から環境影響等に重大な懸念が示されている事業もあり、これらの事業の取扱いについては、法による手続きとして開始された案件は、手続き終了まで法に基づいて実施すべきではないかという意見が強くあった。

[9] 2021 年２月５日現在。

３－２　風力発電所に係る環境影響評価の適正な制度及び運用のあり方

・ 風力発電所は規模に関わらず立地場所の特性により環境影響が懸念される場合があることから、風力発電所の円滑な立地の促進のためには、適正な環境配慮の確保及び地域とのコミュニケーションの充実の観点からの所要の措置を講じることが必要である。

・ 上記の所要の措置については、以下の両面から検討するべきである。

１．　継続して検討し迅速に措置するべき事項（制度的対応のあり方）

２．　喫緊の課題として直ちに措置するべき事項（現行制度の運用面のあり方）

風力発電所は規模に関わらず立地場所の特性により環境影響が懸念される場合があることから、風力発電所の円滑な立地の促進のためには、地域における合意形成に対する配慮が肝要である。事業が進まないリスクを未然回避するよう、適正な環境配慮の確保及び地域とのコミュニケーションの充実の観点からの所要の措置を講じることが必要である。

上記の所要の措置については、2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、再生可能エネルギーの最大限の導入に係る取組が待ったなしであることや、地域における風力発電に係る環境影響の懸念の高まりの向きがあること、一部の発電事業者の地域におけるコミュニケーションのあり方が問われる事態も懸念されるとの声があること、気候変動問題と同様に生物多様性保全も地球規模での喫緊の課題であることなども踏まえ、

１．　継続して検討し迅速に措置するべき事項（制度的対応のあり方）

２．　喫緊の課題として直ちに措置するべき事項（現行制度の運用面のあり方）

の両面について、検討を行い具体的な措置を講ずるべきである。

３－２－１　継続して検討し迅速に措置するべき事項（制度的対応のあり方）

・ より適切な環境影響評価制度のあり方として、風力発電所の特性に鑑みて、以下のような観点から継続して、法改正を含めた制度的枠組みを検討し、迅速に措置する。

① 立地等により規模が大きいものでなくとも大きな環境影響が懸念される事業を適切にふるいにかけてアセスメント手続きを実施していくこと（より幅広なスクリーニングの導入）

② 現行法の手続きよりも簡素化された手続きとするなど、環境影響の程度に見合った形のアセスメント手続きを実施していくこと（簡易かつ効果的なアセスメント手続きの導入）

①より幅広なスクリーニングの導入

立地等により規模が大きいものでなくとも立地により大きな環境影響が懸念される事業を適切にふるいにかけてアセスメント手続きを実施していく、より幅広く柔軟なスクリーニングの導入が必要である。

現行の環境影響評価法等に基づく法体系の下では、風力発電所の第一種事業を５万kWに引き上げた場合、環境影響評価を実施するか否かを判定する第二種事業は、３万7,500kW以上５万kW未満の事業となる。しかし、風力発電所の環境影響は、規模より立地等によるところが大きいとの観点から、スクリーニングの幅（第二種事業の要件）についても柔軟に拡大すること（例えば１万kW以上５万kW未満とすることなど）が有効である。

ただし、第二種事業の第一種事業に対する比（政令で定められる範囲）については、環境影響評価法により行政裁量の幅が規定されているとともに、公共事業などの他の法対象事業とも共通の規定であるため、変更には、その他の事業に係る措置の必要性の有無の観点も含め、実例等を踏まえ検討することが必要となり、検討に相応の期間を要することから、風力発電所の特性に応じた措置について、速やかに検討をすることが重要である。

また、現行のスクリーニング制度（第二種事業の判定）は、経済産業省令で定める判定基準[10]に沿って判定されるところ、より幅広なスクリーニングを導入する観点から改めて風力発電所の特性に応じたスクリーニングの方法や基準についても検討する必要がある。

さらに、第二種事業の判定について、判定基準のみならず、判定理由等の情報公開を進めていくべきではないかという意見もあった。

オブザーバーからは、スクリーニングの検討においては、スクリーニングへの環境省の関与を求める意見があった。

---

[10] 発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令　第16条

なお、事業を行うにあたって、適切に環境に配慮し、地域住民とのコミュニケーションに最大限努めることは、すべての事業において必要なことであり、スクリーニングにより環境影響評価が不要と判定されても、環境影響評価手続きが不要となるだけであり、適正な環境への配慮が不要となるものではないことに留意すべきである。

②簡易かつ効果的なアセスメント手続きの導入

法の第二種事業規模より小さい規模の事業や、スクリーニングにより現行法に基づく環境影響評価手続きが課されない事業に対しては、簡易かつ効果的なアセスメント手続きの導入が望まれる。

簡易なアセスメントについては、環境影響が懸念される場合に適切に必要な環境調査を実施すること、住民説明などの必要な手続きを丁寧に実施することなどの重要性を踏まえた上で、より合理的な環境アセスメントの実施を可能とするような制度的な方策を考えていく視点が重要である。例えば、現行法下における手続き（計画段階環境配慮書、環境影響評価方法書、環境影響評価準備書、環境影響評価書）のプロセスを簡素化することも考えられる。

また、簡易なアセスメントについては、手続きの簡素化の他に、第二種事業において、その判定プロセスを通じて影響が想定される項目についてのみ環境影響評価を実施すること、必要性や効果等に鑑みて合理的な場合には調査や予測の手法を簡素化することなど環境影響評価の内容を合理化することも重要との意見もあった。

一方で、簡易なアセスメントであっても、事前の調査結果と事後の調査結果が比較できるようなデータの取得が重要であり、簡易なアセスメントがずさんなアセスメントであってはならないという指摘もあった。

なお、リプレース事業や工業地帯での立地と同様に、立地等に応じて項目の簡略化・重点化を徹底するべきとの意見もあったが、これらは現行制度の中でも、スコーピング（方法書手続き）を有効に活用することで実施可能であり、事業者による積極的な活用が望まれる。

本報告書では、①より幅広なスクリーニングの導入及び②簡易かつ効果的なアセスメント手続きの導入については、継続して検討し迅速に措置すべき事項としているが、オブザーバーからは、都道府県・政令市における条例の対応に向けた検討にも大きく影響するものであることから、早期に方針を提示してほしいという意見があった。

３－２－２　喫緊の課題として直ちに措置するべき事項（現行制度の運用面のあり方）

１）法や条例による環境影響評価制度の適正な運用に向けて取り組むべき事項

法や条例による環境影響評価制度のよりいっそうの適正な運用に向けて、以下の事項に取り組む必要がある。

① 地域とのコミュニケーションの促進、事業の信頼性の向上のため、環境影響評価図書の継続的公開の取組を徹底し、その活用の取組を強化する（環境影響評価図書の継続的公開等）

② さらなるスコーピング機能の強化により、合理的な環境影響評価を推進する（スコーピング機能の強化）

③ 環境影響評価の不確実性を補い、環境影響に係る知見を蓄積するため、事後調査の取組を強化し、その活用の取組を推進する（事後調査の強化とその成果の活用）

④ 環境影響の未然防止のための適切な立地誘導、保全措置に係る取組を推進する（環境情報の提供とゾーニングの促進）

現在、法に基づく環境影響評価を中心に、数多くの風力発電所が環境影響評価を実施しているが、現状の法に基づく風力発電所の環境影響評価の課題を踏まえ、今後、法及び条例に基づく環境影響評価がより適正に運用されることにより、風力発電所の円滑な立地が促進されると考えられる。

したがって、より適正な環境影響評価の実施に向けて、以下のような事項について、経済産業省・環境省、地方公共団体、事業者及び事業者団体が連携し、喫緊の課題として直ちに取り組むことが必要である。

①　環境影響評価図書の継続的公開の徹底等

地域とのコミュニケーションを促進し、事業の信頼性の向上を図るためには、環境影響評価図書の継続的公表が必要である。

環境省では、2018 年４月から、事業者の協力を得て、環境影響評価図書の公開を行っている[11]。しかし、法に基づく環境影響評価の対象となっている風力発電所 381 事業[12]に占めるインターネット上での公開割合は 8%、国立国会図書館支部環境省図書館での公開も含めた公開割合でも 49 件、12.9%である。また、図書公開への協力依頼に対して、協力可は 14.8%、協力不可は 59%であり、事業者別にみると、依頼 88 社のうち依頼に応じたのは 20 社、22.7%であった。

このような状況を踏まえ、事業者団体と経済産業省・環境省が連携して環境影響評価図書の公開の取組を徹底する必要がある。事業者が先行事業の情報を収集し、活用

[11] 環境影響評価情報支援ネットワークのサイトにおいて、2018 年４月より縦覧終了後の環境影響評価図書を公開。2021 年３月 17 日現在、48 事業の図書を公開中で、うち 34 事業が風力発電所。

[12] 2021 年１月 26 日現在。

していくことも重要である。また、環境影響評価図書の継続的公開は、事業者にとって不利益となるものではなく、事業者の社会的ステータスを高めるものであるとの意見もあった。

図書の継続的公開について、オブザーバーから、業界団体として、会員企業に対して指導を強化していくとの発言があった。

図書公開については、現行制度の運用強化だけではなく、制度上の課題についても検討していくことが必要である。

② スコーピング機能の強化

リプレース事業や工業地帯での風力発電所の立地などについては、対象項目を絞る、現地調査を簡略化するなどの立地特性等に応じた環境影響評価の実施を求める声があった。また、立地特性や事業特性によっては、必ずしもすべての項目において、精緻な調査や予測を要するものではなく、制度上は、現状においても事業者自らの判断により立地特性に応じた環境影響評価の実施が可能となっている。また、メリハリのある環境影響評価を促進するため、環境省による「風力発電所のリプレースに係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン」[13]の公表（令和２年３月）や、経済産業省による風力発電所に係る環境影響評価の参考項目の見直し[14]（令和２年８月）が行われてきたところである。

今後とも、立地特性や事業特性に応じて、一層合理的なスコーピングの実施が促進されるよう、事業者団体のほか経済産業省・環境省等により、現行制度上で可能な対応等について、更なる周知などの取組が必要である。

なお、その際、地方公共団体の審査関係者の理解を深めていくことも望まれる。

③ 事後調査の強化とその成果の活用

風力発電所は、事業の歴史が浅く、環境影響に関する事例や知見が十分でない面は否めず、風力発電所に係る環境影響評価を、科学的知見に基づき適切に実施していくには、事後調査の結果等に基づく影響の実態に関するデータの蓄積が重要である。

環境影響評価法においては、「事後調査」は、選定項目に係る予測の不確実性が大きい場合、効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合、工事中又は供用後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合等において、工事中及び供用後の環境の状態等を把握するための調査とされている。一方、事業者が他の法令等に

---

[13] 「風力発電所のリプレースに係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン」では、リプレース事業の定義を行った上で、例えば、地形改変を生じない風力発電所のリプレースにあたっては、「地形改変及び施設の存在」に係る「地形及び地質」、「動物」、「植物」、「生態系」及び「人と自然との触れ合いの活動の場」については、発電所アセス省令第 21 条第４項第一号（参考項目に関する環境影響がないか又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合）に基づき、環境影響評価の項目として選定しないものとすることができる、としている。

[14] 経済産業省では、令和２年４月に産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会電力安全小委員会において、参考項目の簡素化に関する審議を行った結果、発電所アセス省令第 21 条に基づく、風力発電所に係る参考項目から、工事の実施に伴う大気環境の項目のうち「工事用資材等の搬出入」、「建設機械の稼働」に係る「窒素酸化物」、「粉じん等」の項目の削除、「建設機械の稼働」に係る「振動」の項目の削除、及び環境要素の区分のうち、「騒音及び超低周波音」の「超低周波音」の削除を行った。

基づき、あるいは必要に応じて実施する環境の状況等を把握するための調査・測定等の取組で、事後調査の要件に該当しない（不確実性がない）ものについては、いわゆる「環境監視」として、地元との協定等に基づき公表される場合があるものの環境影響評価法上は報告書への結果の記載や公表の規定はない。

また、「報告書手続き」としては、事後調査の結果を図書にとりまとめ、免許等を行う者等へ送付し、公表することとなっており、免許等を行うものは、環境大臣に報告書を送付し、環境大臣は報告書に対して意見を述べることができる。ただし、発電所の場合の報告書手続きは、電気事業法において、環境影響評価書に記載されたとおりに工事を行うことが工事計画の認可等の条件として規定されていることから、電気事業法の特例により、事業者による公表のみとなっている。

現状における事後調査の実施状況をみると、鳥類やコウモリの死骸調査や、鳥類の生息状況等の調査、運転開始後の騒音調査が多い一方、景観については実施された例はみられない。また、鳥類の死骸調査の実施方法等に課題があるという指摘もある。さらに、現状では考え方や基準が明確ではない累積影響の評価方法を検討していくためにも、事後調査によるデータの蓄積とその解析が必要であるとの指摘もある。

現状では、風力発電所による影響に係る知見が未だ不十分な中で、今後、環境影響評価の精度を高めていくには、事業特性や地域特性と環境影響の関係について、予測結果と実際の影響の程度が比較できるよう、事後調査の項目及び手法等内容の充実と、結果の継続的な公表及び活用が不可欠であり、国が関与する形で継続的な公表と活用の仕組みを整えることが重要である。

加えて、事後調査に関連して、鳥類等生物への影響については順応的管理[15]が重要であり、協議会の設置等を通じた情報共有や適切な管理を担保する手続が必要であるという意見、また、保全措置の確実な実施や地域からの懸念事項への対応など運転開始後に事業にフィードバックしていく仕組みが必要であるという意見もあった。

運転開始後の事後調査について、オブザーバーからは、業界団体として、効果的に情報が公開できるような仕組みに取り組んでいきたいとの発言があった。さらに、オブザーバーからは、報告書に係る手続きを発電所についても導入すべきとの意見もあった。

事後調査の充実・強化においては、現行制度の運用強化だけではなく、制度上の課題についても検討していくことが必要である。

④　環境情報の提供とゾーニングの促進

風力発電所による環境影響が、立地による部分が大きいということから、環境影響の未然防止のための立地誘導が非常に重要である。

事業者自身が、重要な自然環境を避けるなど適切な立地の検討を行うことを促すため、環境省において、環境アセスメントデータベース（EADAS）を通じて各種の土地利用規制等の情報や、鳥類のセンシティビティマップ等の情報提供を行ってきたところであり、引き続き情報収集・提供の強化が必要である。とりわけ、猛禽類や渡り鳥な

[15] 順応的管理とは、様々な不確実性がある中で、仮説に基づいて計画を実施し、継続監視して仮説を検証しつつ、状態変化に応じて方策を変える管理のこと（稼働しながら監視して、リスクが高いことが分かれば稼働制限などの対処をする。）

ど鳥類への対応や、知見が少ないコウモリに関する対応等については、個々の事業者における調査等の実施や、地方公共団体が対応していく上でも、環境省による調査の実施やEADAS等における情報提供、ガイドラインの作成等が必要である。その際、環境影響評価法の枠組みだけではなく、その他の関係法令の枠組みの中での対応もあわせて検討する必要がある。

また、環境への影響が小さいと想定される地域への立地誘導策として、ゾーニングの手法が有効である。

環境省においては、2016 年度からゾーニング可能性検討モデル事業及び実証事業を実施し、2020年度までに５県11市町でゾーニングに取り組んでおり、これらの成果や、明らかになった課題等を今後のゾーニング手法の検討に活用していくことが重要である。

一方で、重要な地域に関する情報提供や、ゾーニングモデル事業の取組が行われているにもかかわらず、これらに配慮しない事業計画により環境影響評価を実施しようとする事業者もみられ、このような場合、立地の変更や詳細な調査の実施等を求める意見や勧告が付されることとなり、結果的に環境影響評価の長期化につながるおそれがある。事業者においては、環境情報やゾーニング情報を適切に活用し、事前の環境配慮を行った上で事業計画を立案することが望まれる。

現在、同一の場所に複数の環境影響評価手続きが行われる事例があり、このような状況は、地域の混乱を招くほか、風力発電のコスト増加や行政の負担増などの問題が指摘されている。また、風況のよい地域に複数の事業が集中し、累積的な影響に関する懸念も高まっている。こうした課題について、ゾーニングの導入等により改善すべきとの意見があった。

2021 年３月２日には、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（以下、「温暖化対策推進法改正案」）が閣議決定され、市町村の実行計画において、①再エネ利用促進等の施策の実施目標を定めるよう努めるとともに、②協議会等を活用しつつ、③環境省の省令等を踏まえて、④風力発電等の地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項として、促進区域と地域ごとの環境保全のための取組等を定めるよう努めることとされている。この促進区域において、事業者が事業計画を作成し、地域脱炭素化促進事業として市町村により実行計画に適合するものとして事業計画が認定された場合、関係許可等手続きのワンストップ化や、環境影響評価法に基づく計画段階環境配慮の手続きの省略も可能といった特例が受けられる仕組みが規定されている。

このように、温暖化対策推進法改正案に基づく市町村における再生可能エネルギーの導入目標と一体となった環境に配慮した適地抽出を促進するとともに、これを踏まえた事業計画について環境影響評価手続きとの連携を強化することが重要であり、その結果として再生可能エネルギーの導入の迅速化が期待される。

また、風力発電の迅速な導入を図るためには、環境影響評価法に基づく計画段階環境配慮書の手続きの省略に加え、条例においても計画段階の環境配慮手続きを有するところでは同様の特例措置を設けることが期待されるという意見があった。

さらに、陸域については、今後、温暖化対策推進法の改正により、適地抽出と環境影響評価手続きの連携が図られることが期待されるところ、洋上においても、欧州の

ようなセントラル方式[16]の導入等を求める意見もあった。

[16] 欧州でも国によって官民の役割分担が異なるが、いわゆるセントラル方式は、ゾーニング、海域の調査、環境アセスメント、系統接続の調整等が含まれる。日本においても、既に海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律において、ゾーニングや地域調整等の枠組みを導入している。更に、経済産業省・国土交通省は「洋上風力産業ビジョン（第１次）に基づき、「初期段階から政府や自治体が関与し、より迅速・効率的に風況等の調査、適時に系統確保等を行う仕組み（日本版セントラル方式)」の確立に向けた取組を進めている。

２）地方自治体による環境影響評価条例における風力発電所の取扱いについて取り組むべき事項

地方自治体による環境影響評価条例における風力発電所の取扱いについて、地方自治を尊重しつつ、地方自治体が必要な場合に参照できるよう、国として地方自治体の制度検討や運用に資するような以下の取組を行う必要がある。

① 条例の対象事業としての追加や、簡易な条例手続きの導入、条例改正を検討する際の参考となる考え方やデータの提示

② 広域の環境影響や希少種等に係る環境省の関与

法の対象とする規模要件を引き上げた場合において、法対象とならない事業（第二種事業の規模要件未満の事業及び第二種事業としてスクリーニング（判定）の結果、法による環境影響評価手続きの対象とされなかった事業）については、法と条例が一体となって環境の保全に配慮した事業の実施を確保してきた我が国の環境影響評価制度に鑑み、環境影響の未然の防止や地域とのコミュニケーションの促進を図る観点等といった環境影響評価条例の果たしてきた役割といった経緯なども踏まえ、地域の実情に応じて、地方自治体の判断により都道府県・政令市の条例により適切に手当していくことが考えられる。

その際、地方自治体による環境影響評価条例における風力発電所の取扱いについて、地方自治を尊重しつつ、地方自治体が必要な場合に参照できるよう、国として地方自治体の制度検討や運用に資するような取組を行う必要がある。

① 条例改正を検討する際の参考となる考え方やデータの提示

環境影響評価条例における風力発電所の取扱いについて、条例において現在風力発電所を対象としていない場合の対象事業としての追加や、条例における風力発電所の規模要件において上限を設定している場合の上限の変更、条例において対象とする場合の環境影響評価手続のあり方など必要な条例改正の検討をする際の参考となる考え方やデータの例の提示等を行う必要がある。

その場合、適正な環境配慮と地域とのコミュニケーションの促進を図りつつも、より合理的な環境アセスメントの実施を図る観点や、より大きな環境影響の恐れのある事業を対象とする法の手続に比べて、それよりも小さい規模の事業を対象とする条例の手続きが環境影響の懸念の度合いに応じてどうあるべきかとの観点を含めていくことも重要である。

また、条例のあり方を検討することを支援する取組として、環境省と地方自治体が情報共有や意見交換ができる場づくりが重要であるという意見もあった。

② 広域の環境影響や希少種等に係る環境省の関与

渡り鳥への影響や希少猛禽類への影響、広域にわたる自然公園の景観への影響や自治体の境界をなす尾根線上に立地することにより生じる景観への影響等、各地域での判断が難しいものについて、環境省において助言を行うことや広域での連携を促進するような取組が必要である。

Ⅱ　参考資料

１．令和２年度再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会　委員等名簿

（50 音順、敬称略）

【委員】◎：座長

	阿部　聖哉	（一財）電力中央研究所　上席研究員
	荒井　歩	東京農業大学　地域環境科学部　准教授
◎	大塚　直	早稲田大学　法学部　教授
	片谷　教孝	桜美林大学　リベラルアーツ学群　教授
	勢一　智子	西南学院大学　法学部　教授
	関島　恒夫	新潟大学　農学部　教授
	田中　充	法政大学　社会学部　教授
	錦澤　滋雄	東京工業大学　環境・社会理工学院　准教授
	山本　貢平	（一財）小林理学研究所　理事長

【オブザーバー】

（一社）日本風力発電協会
（公財）自然エネルギー財団
（公財）日本自然保護協会
（公財）日本野鳥の会
愛知県
北九州市

２．令和２年度再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会　開催経緯

検討会	開催日	検討内容
第１回	2021 年１月 21 日	１．再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会の設置について ２．環境影響評価法の対象とする風力発電所の規模の検討の経緯について ３．関係者ヒアリング ・一般社団法人日本風力発電協会 ・公益財団法人自然エネルギー財団・ ・公益財団法人日本自然保護協会 ・公益財団法人日本野鳥の会 ・愛知県 ・北九州市
第２回	2021 年２月８日	１．論点整理について ・論点整理の視点 ・論点整理の視点に関する情報
第３回	2021 年３月 11 日	１．論点整理・方向性検討 ２．検討会報告書骨子案について
第４回	2021 年３月 25 日	１．検討会報告書（案）について

３．令和２年度再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会　参考資料集

参考:環境影響評価法・条例について

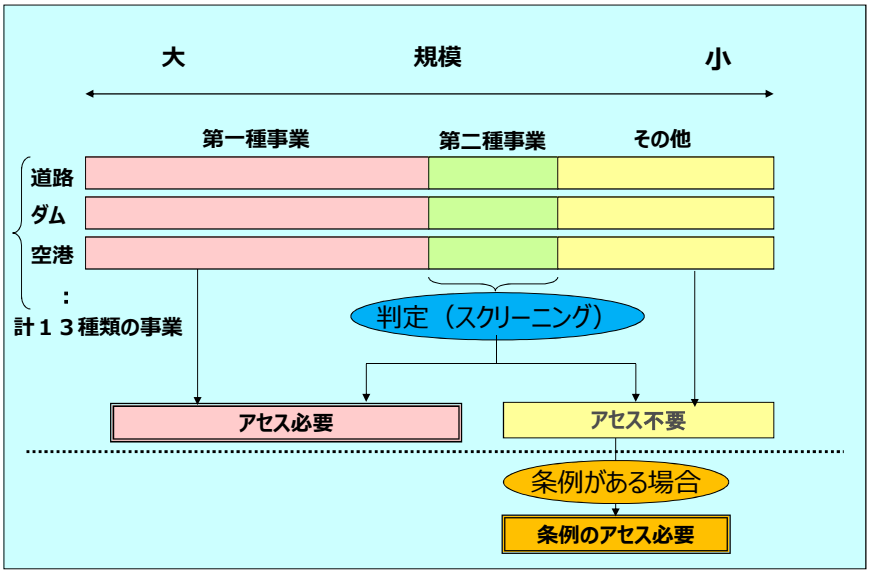

1

参考:厳しい環境大臣意見の発出状況

- 調査対象とした準備書92件※1のうち、「厳しい環境大臣意見※2」を述べたものは24件（26%）。
- 総出力が増加するにつれて、厳しい環境大臣意見を述べた割合が高い傾向にある。
- ただし、総出力が比較的小さい事業であっても、厳しい環境大臣意見を述べたものがある。
- 厳しい大臣意見の内容は、猛禽類や渡り鳥といった鳥類に関するものが多く、規模にかかわらず含まれている.

厳しい大臣意見の発出状況（総出力1万kW区分別）

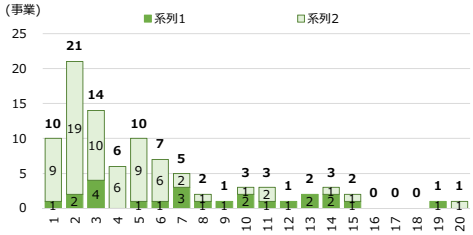

※「1～2万kW」は、1万kW以上2万kW未満を意味する（以降同様）

※1　2012年10月以降に公告・縦覧開始された準備書92件（廃止・第2種事業を除く、洋上除く）
※2「厳しい大臣意見」…環境大臣意見内容が、対象事業実施区域の除外、配置取りやめ、離隔、追加調査を求めるもの

厳しい大臣意見が付いた割合（5万kW区分別）

	～5万kW	5～10万kW	10～15万kW	15万kW～	全体
事業数　①	51	25	12	4	92
厳しい意見あり ②	7	7	8	2	24
厳しい意見なし	44	18	4	2	68
厳しい意見の割合（②/①）	14%	28%	67%	50%	26%

厳しい意見のついた24事業における厳しい意見の内容

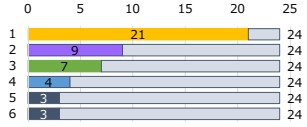

※「動植物・生態系」は、「動植物」、「生態系」等の包括的な記述、もしくは特定の分類群（魚類等）として言及があったもの

2

参考:厳しい環境大臣意見の発出状況

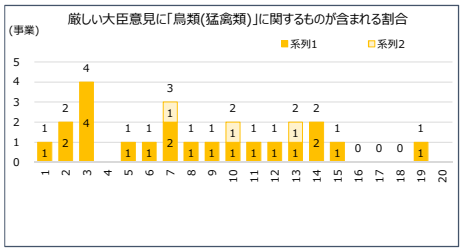

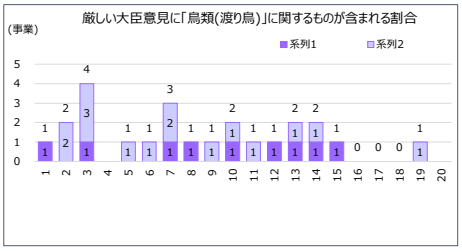

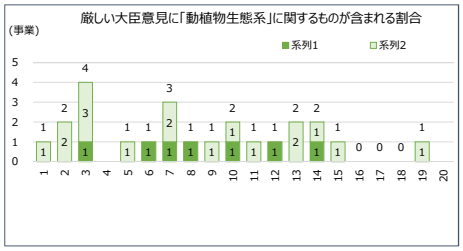

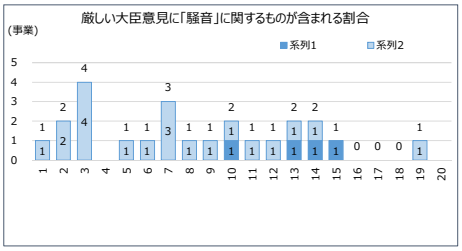

3

参考：環境影響評価準備書でみる単機出力と総出力の推移

■ 単機出力は大型化の傾向が顕著であるが、総出力は顕著な傾向はみられない。

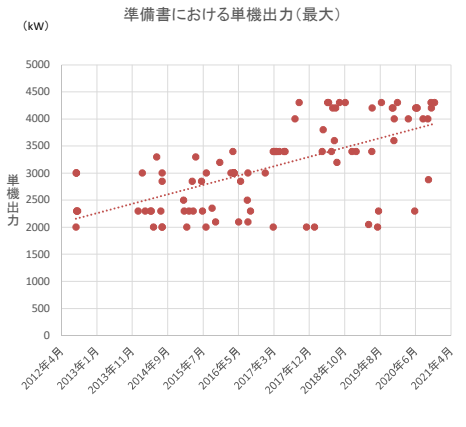

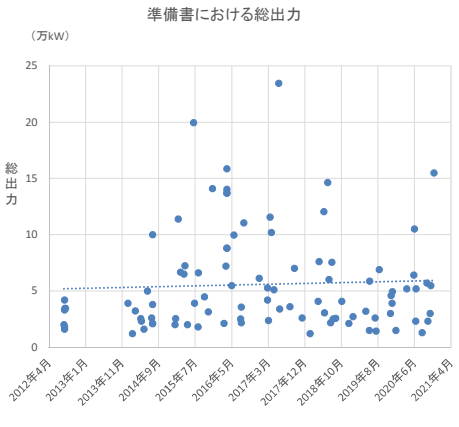

※2012年10月以降に公告・縦覧された準備書92件（廃止・第２種事業を除く、洋上風力は除く）のうちデータが取得できた86件を対象に分析

4

参考:環境影響評価準備書でみる改変面積の推移

- 改変面積は、経年による顕著な増減の傾向はみられない。
- 単位kWあたり、または風車１基あたりの改変面積についても同様。

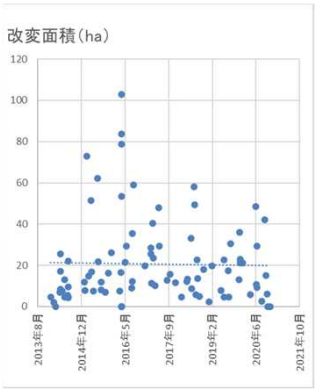

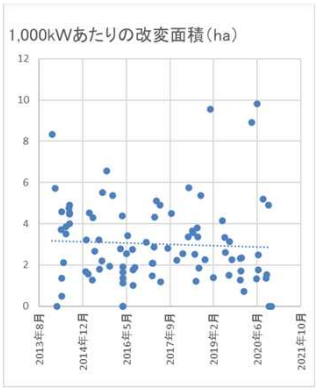

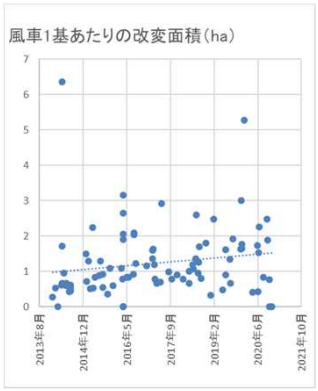

※2012年10月以降に公告・縦覧開始された準備書92件（廃止・第2種事業を除く、洋上風力は除く）のうちデータが取得できた86件を対象に分析

5

参考:環境影響評価準備書でみる事業実施区域面積の推移

- 事業実施区域の面積も、経年による顕著な傾向はみられない。
- 単位kWあたり、または風車１基あたりの面積についても同様。

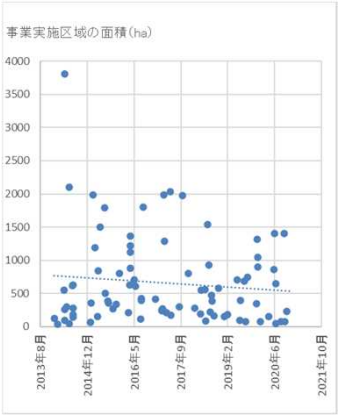

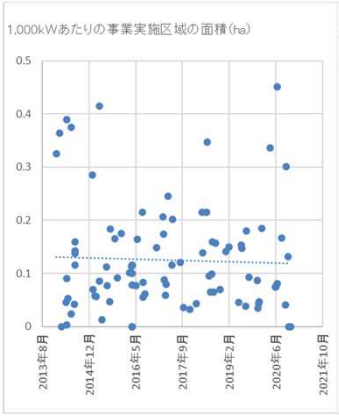

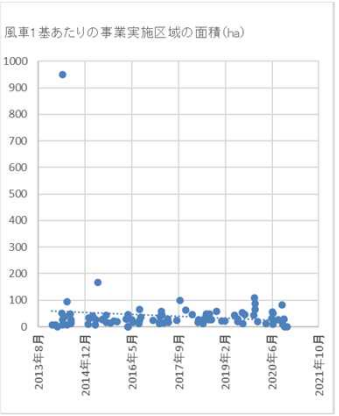

※2012年10月以降に公告・縦覧開始された準備書92件（廃止・第2種事業を除く、洋上風力は除く）のうちデータが取得できた86件を対象に分析。

6

改変面積及び事業実施区域面積と総出力の関係（46事業）

- 2012年以降に評価書手続きを完了した46事業を対象に、改変面積と総出力の関係をみてみると、緩やかな相関はみられるもののバラつきがある。
- 対象事業実施区域の設定の仕方は事業によるバラつきが大きく、総出力との相関は低い。

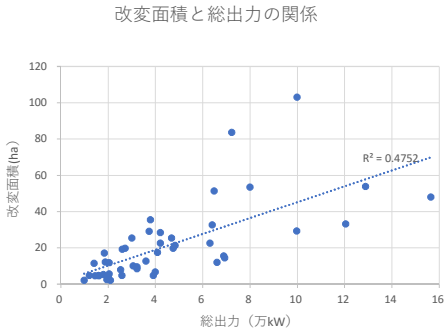

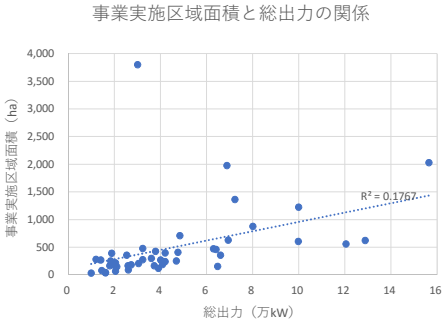

※分析対象とした事業は、2012年以降に報告書手続きが終了した11事例のうちデータが入手できた10事例と、2012年以降評価書手続きが終了したもののうち経過措置案件を除く36事例の計46事例

7

参考：事後調査内容の分析（調査対象の報告書、評価書）

- これまでに公表された「報告書」11件のうち、公表時に内容を把握できた10件と、評価書（経過措置案件を除く）36件における事後調査計画を対象に、事後調査の対象項目等を分析した。

分析対象とした報告書一覧

番号	事業名	着工月	運転開始日	報告書公表日	運転開始後報告書公表までの日数
1	大間風力発電所建設事業	2014/10	2016/5/26	2018/10/2	859
2	（仮称）由利本荘海岸風力発電事業	2015/7	2017/1/31	2018/11/1	639
3	中九州風力発電所設置事業	2014/10	2016/9/3	2018/11/12	800
4	能代地区における風力発電事業	2014/11	2016/12/1	2019/1/25	785
	（第2回）能代地区における風力発電事業			2020/3/30	430※
5	高森高原風力発電事業	2016/4	2018/1/1	2019/4/17	471
6	印南風力発電事業	2016/4	2018/6/1	2019/10/21	507
7	横浜町雲雀平風力発電事業	2016/4	2018/2/1	2019/12/2	669
8	石狩湾新港風力発電所	2016/9	2018/1/1	2020/2/4	764
9	天北風力発電所	2016/9	2018/5/2	2020/2/18	657
10	姫神ウィンドパーク事業	2016/9	2019/4/1	2020/10/29	577

8

参考：事後調査報告書及び評価書における事後調査計画の分析

■ 評価項目として選定された項目のうち、鳥類を含む「動物」、運転開始後の「騒音」が多く事後調査の項目となっている。一方、景観は事後調査は0件。

環境項目		影響評価項目		事後調査項目	
		工事中	運転開始後	工事中	運転開始後
大気環境	大気質	43		0 (-%)	
	騒音	43	46	1 (2%)	26 (57%)
	振動	42		0 (-%)	
水環境	水の濁り	41		3 (7%)	
その他の環境	地形地質	10		0 (-%)	
	風車の影		41		7 (17%)
	電波障害		23		0 (-%)
動物		46		46 (100%)	
植物		46		17 (37%)	
生態系		46		7 (15%)	
景観			46		0 (-%)
人触れ		43	37	0 (-%)	1 (3%)
廃棄物等	廃棄物等	44		0 (-%)	
	温室効果ガス	6	1	0 (-%)	0 (-%)
放射線の量		1		1 (100%)	

9

参考：事後調査報告書及び評価書における事後調査計画の分析

【工事中の事後調査】

■ 46件中22件において工事中の事後調査を実施又は計画

■ 工事中においては移植植物モニタリング調査、希少猛禽類繁殖調査が多数

工事中・工事前の調査項目		事後調査			
		件数	%	報告書	評価書
実施件数		22	100.0	4	18
	移植植物モニタリング	13	59.1	3	10
	希少猛禽類繁殖調査	12	54.5	1	11
	希少猛禽類飛翔調査	6	27.3	0	6
	水の濁り	3	13.6	1	2
その他	放射線の量	1	4.5	0	1
	工事用車両騒音調査	1	4.5	0	1
	緑化植物モニタリング	1	4.5	1	0
	哺乳類調査	1	4.5	0	1
	一般鳥類調査	1	4.5	0	1
	樹洞調査（フクロウ、コウモリ）	1	4.5	0	1

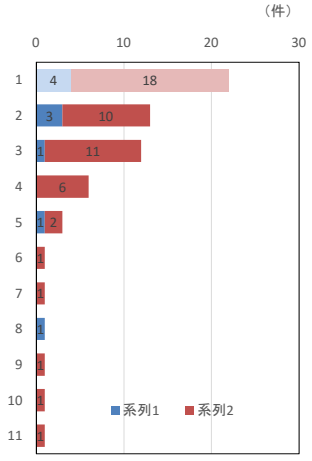

10

参考：事後調査報告書及び評価書における事後調査計画の分析

【運転開始後の事後調査項目】

- 46件すべてにおいて供用時の事後調査を実施又は計画
- 運転開始後においては死骸調査（鳥類、コウモリ類）、鳥類調査、騒音調査が多数

運転開始後の調査項目	事後調査			
	件数	%	報告書	評価書
実施件数	46	100.0	10	36
死骸調査	43	93.5	8	35
ｺｳﾓﾘ死骸調査	42	91.3	9	33
鳥類生息･飛翔調査	31	67.4	6	25
稼働騒音	27	58.7	7	20
鳥類繁殖調査	23	50.0	4	19
植物調査	17	37.0	5	12
風車の影	7	15.2	0	7
生態系調査	6	13.0	2	4
その他動物調査	4	8.7	2	2

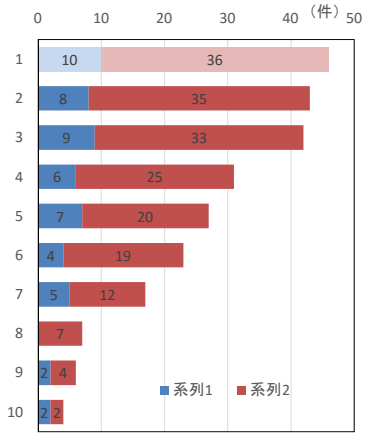

11

参考：事後調査報告書における影響内容（バードストライク）

- バードストライク調査が実施された9事業中8件でバードストライクが確認され、ミサゴ、ウミスズメ等の重要種もみられた。調査日1日あたりの確認鳥類死骸数は、０から0.8までばらつきがある。
- コウモリ類の死骸も9事業中6事業で確認されている。

事業	総出力	単機出力	基数	調査期間（月）	調査日数	鳥類死骸発見数	調査1日当たり鳥類死骸数	うち鳥類重要種	コウモリ死骸発見数	うちコウモリ重要種
A	19,500	2,300	9	21	104	31	0.30	オシドリ、カンムリカイツブリ、アオバト、ハリオアマツバメ、ウミスズメ2	3	ヒナコウモリ3
B	16,000	2,000	8	12	26	7	0.27	キビタキ	0	–
C	39,100	2,300	17	8	25	20	0.80	ミサゴ、ウミスズメ	0	–
C(2回目)	39,100	2,300	17	20	39	7	0.18	–	7	ヤマコウモリ、ヒナコウモリ
D	25,300	2,300	11	6	23	4	0.17	ヤマドリ	9	ヤマコウモリ、ヒナコウモリ
E	26,000	2,000	13	12	23	0	0.00	–	0	–
F	32,200	2,300	14	12	42	18	0.43	ミサゴ	8	ヒナコウモリ3
G	6,600	3,300	2	12	51	10	0.20	ハヤブサ属	2	ヒナコウモリ属、ヤマコウモリ
H	30,000	3,000	10	7	21	2	0.10	–	0	–
I	18,000	2,000	9	12	53	2	0.04	–	3	ヒナコウモリ

※全事業で、調査員による調査が実施されている（点検員による補完調査があるものもある）

12

参考：風力発電所の対象事業の規模要件の検討（平成23年）

■ 既に法対象となっていた火力発電等発電所設置事業については、発電所の種別ごとの環境影響を勘案し、法対象規模の水準が設定されており、風力発電所についても同様の考え方を踏まえている。
■ そのため、風力発電所についても、環境影響や苦情の発生状況等から規模要件を１万kWに設定。

対象規模設定に当たって検討した事項・検討会における意見

＜騒音・低周波音の影響＞
・１基（例えば定格出力1,500kW程度）からでも健康被害の訴え等が生じている

＜法対象事業のカバー率との関係＞
・風力発電事業については、1万kW以上の発電所のカバー率が出力ベースで80%程度である一方、3万kW以上のカバー率は40%程度であった。
（法制定当時には、火力発電は97%、水力発電は84%をカバー）

＜動植物・生態系への影響＞
・希少な動植物等がパッチ状・小規模に急傾斜地に分布しているという我が国の自然特性を考慮し、**平坦な大陸の国等と比べて小さいものとすべき**
・火山活動の影響を受ける脆弱で厳しい環境に設置される地熱発電と類似した状況にあることから、**地熱発電の規模水準（1万kW）を参考**とすべき
・バードストライクに関しては、1,000～2,000kW程度以上からでも、希少種を含む鳥類の衝突死の発見例が相当件数見られる
・**土地改変面積の観点**から、火力発電の対象事業規模である15万kW（敷地面積が5ha程度となる）との対比から、この面積に**概ね対応する風力発電の規模である1万kW**を考慮すべき

13

参考：風力発電所の対象事業の規模要件の再検討（平成30年）

- エネルギー基本計画において、「風力発電設備の導入をより短期間で円滑に実現できるよう･･･規模要件の見直しや参考項目の絞り込みといった論点も踏まえた必要な対策の検討」する旨が記載された。

＜太陽光発電施設等に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会（平成30年）＞

- 法に基づく環境影響評価の実施件数全体のうち約8割を風力発電事業が占めており、他の法対象事業に比べて突出している中で、風力発電を将来的に大型電源として活用できるよう、地域との共生を図りつつ、風力発電の導入をより短期間で円滑に実施するため、規模要件見直しの検討の必要性はあるとして、検討を進めてきた。

- しかし、現時点では規模要件を見直すに足りる根拠となるデータが不足していることから、以下のようなデータの収集及び分析を国と事業者が連携・協力して行い、引き続き議論を継続すべきである。
  ① 法に基づき環境影響評価手続を実施した案件について、**稼働後にどのような環境影響が生じているかの事後調査結果**。（環境影響評価時点の環境の状況と比較することにより、稼働による影響の分析を行うことが可能。）
  ② 環境影響評価手続を経ることによる**紛争発生状況の変化**。

- 規模要件の緩和により事業者への過度の負担を軽減しつつ、立地の状況から環境影響が大きいと考えられる事業については引き続き必要な環境影響評価を行えるようにすることを念頭に、第一種事業の規模要件の見直しの検討と併せて、第二種事業の範囲拡大によるスクリーニング制度の活用について、スクリーニング制度の見直しも含めて検討を進めるべきである。

14

参考:環境影響評価法による風力発電所の手続き実施状況（都道府県別）

■ 5万kW未満の事業では、評価書手続きまで完了したものが56件、現在手続き実施中のものが111件となっている。

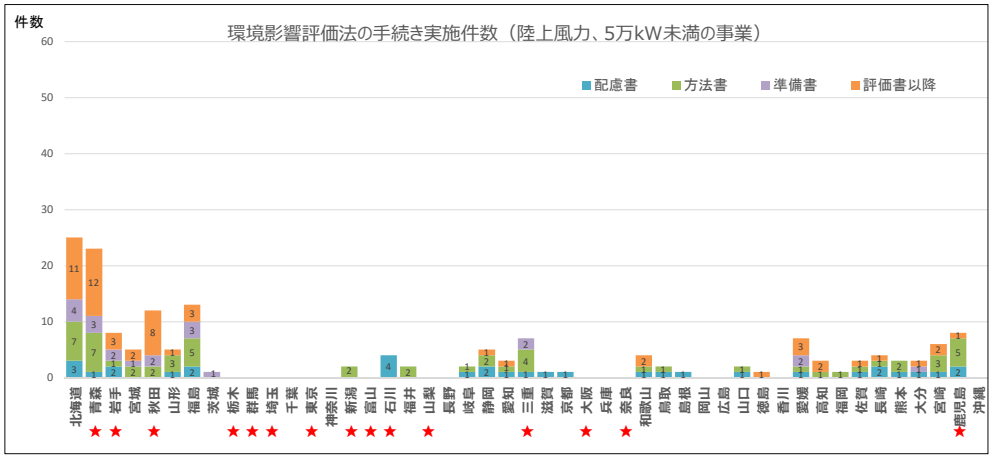

※複数県にまたがる事業は、それぞれでカウントした
※2021年1月26日現在の公開データに基づく
★は条例で風力発電所を対象としていない都道府県

15

参考：環境影響評価条例の内容に関する調査

■ 地方公共団体の環境影響評価条例を対象に、各種規定や標準的な審査回数等について調査を行った。

調査内容	調査結果
① 隣接する都道府県知事との協議規定	ほぼすべての条例に規定あり。（44／47都道府県）
② 環境大臣等に意見を聴く規定	確認されなかった。
③ 条例を遵守しない事業者への勧告などに関する規定	すべての都道府県で、勧告・公表の規定あり、罰則については規定なし。
④ 法対象事業と条例対象事業の審査期間の比較（期間、審査日数、審査会開催回数）	ほとんどの都道府県、政令市において、法対象事業と条例対象事業の審査の期間、審査日数、審査会開催回数に差はない。

※2021年1月25日現在

16

参考：法対象事業と条例対象事業の審査期間の比較

- 条例対象事業における標準的な審査期間は、知事等の意見発出までの期間でみると、法対象事業と比べて大きく変わらない。
- ほとんどが、方法書・準備書の審査期間は、法対象事業の知事意見形成のための審査期間（90日、120日）と概ね同じ
- 配慮書（手続きなしの地方公共団体もあり）については、法より長い期間を設定している場合もある。

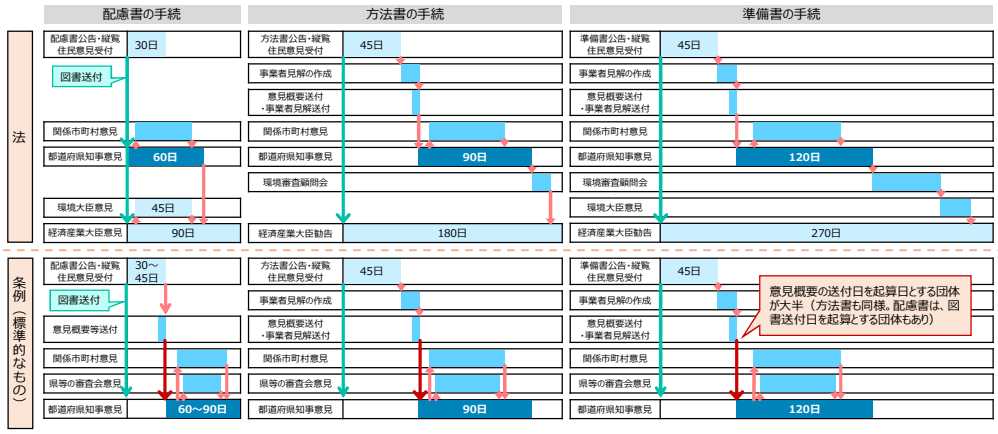

※「標準的」とは、全都道府県のなかで最も多く規定される日数（配慮書：60又は90日（9団体）、方法書…90日（38団体）、準備書…120（38団体）
なお、配慮書手続きをもつのは47都道府県のうち22

17

参考：各都道府県における審査期間の規定

- 多くの都道府県で、法対象事業と同様の標準的※な日数（方法書90日、準備書120日）が規定
  ※「標準的」とは、全都道府県のなかで最も多く規定される日数（配慮書：60又は90日（9団体）、方法書…90日（38団体）、準備書…120（38団体）
- 配慮書手続は規定していない都道府県もある（東北５県、石川県、宮崎・鹿児島）

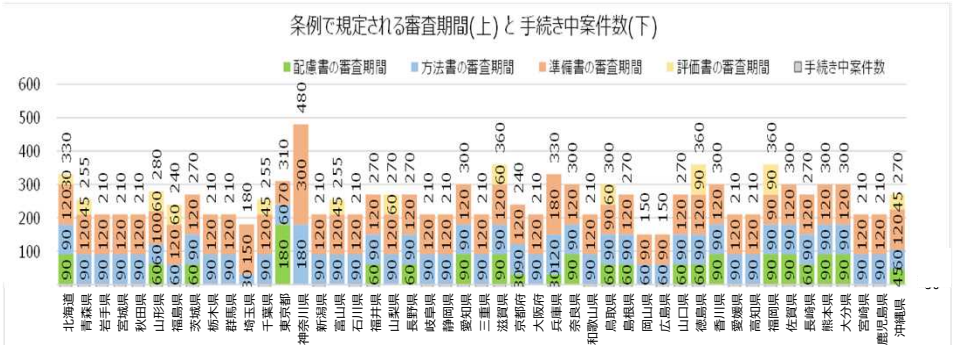

18

参考：法改正から条例改正までに要する期間（太陽光発電事業での例）

- 太陽光発電事業の法改正（R1/7/5公布）では、施行（R2/4/1）までに約270日の猶予期間を設定
- 法改正後に、条例改正に着手したのは24自治体（都道府県19、政令市5）であり、うち9自治体（都道府県8、政令市2）で、条例施行日が法施行日（R2/4/1）以降（タイムラグが生じた）
- 条例施行までに最も時間を要した自治体で約630日（約21か月）

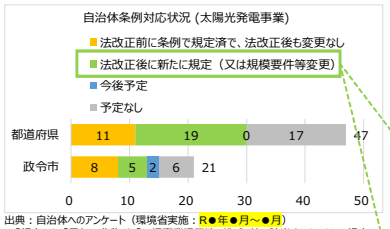

出典：自治体へのアンケート（環境省実施：R●年●月～●月）
※「規定」は、「電気工作物」や「工場事業場用地の造成」等に該当するものとして規定されている場合も含む

参考：■（法改正前に規定済で法改正後も変更なし）の該当自治体

都道府県	青森県、山形県、埼玉県、長野県、静岡県、京都府、鳥取県、山口県、香川県、大分県、宮崎県、
政令市	仙台市、川崎市、浜松市、名古屋市、京都市、神戸市、岡山市、広島市

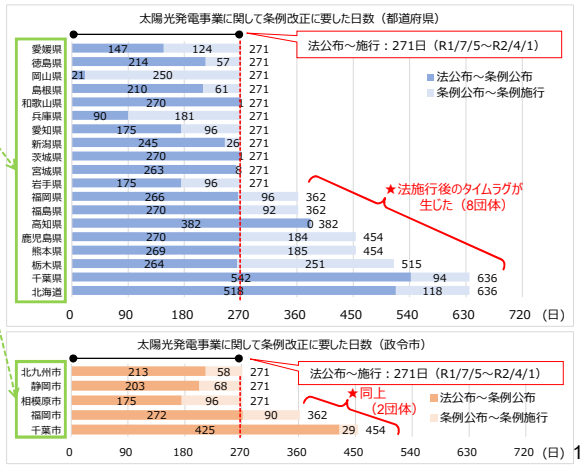

19

環境影響評価図書の公開の状況（風力発電所）（１）

- 環境省では、平成30年4月より、事業者の協力を得て環境影響評価図書の公開を行っている。
- 現時点で、全事業数に占める公開の割合は12.9%（49件）。
- 協力依頼を行った事業数のうち、協力可は14.8%、協力不可は6割近くを占めた。

風力発電所の環境影響評価図書の公開状況

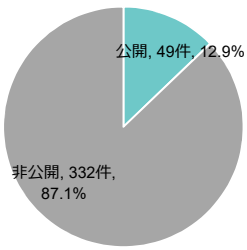

※N=381（2021.1.26時点の法対象事業数
ただし廃止・２種事業・分割を除く）

環境影響評価図書の公開依頼に対する回答状況

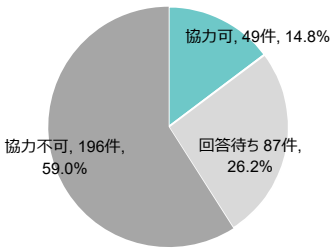

※N=332（2021.1.20時点の公開協力依頼事業数）

20

環境影響評価図書の公開の状況（風力発電所）（２）事業者別

■ 環境影響評価図書の公開について、協力を依頼した事業者（88社）のうち、依頼に応じたのは20社（22.7%）。

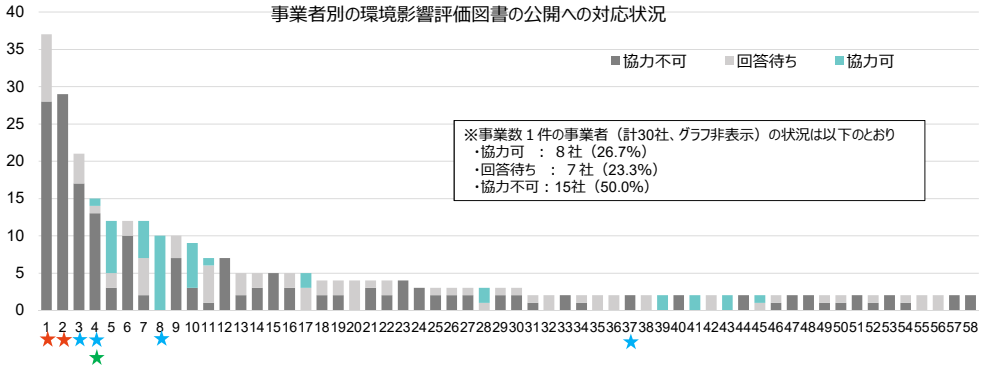

★依頼の結果、「今後も全図書非公開の方針」との回答のため、以降の依頼を行っていない案件（No.2社:2件, No34社:5件）についてはグラフの依頼数に含まれていない
★図書の公開は限定的（図書館でのみ可、WEBは不可）とした事業者
★「評価書までは非公開の方針」と回答した事業者

21

環境影響評価法における事後調査報告書

【事後調査に関連する定義等】

■ 「事後調査」：選定項目に係る予測の不確実性が大きい場合、効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合、工事中又は供用後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合等において、工事中及び供用後の環境の状態等を把握するための調査

■ 「報告書手続き」：事後調査の結果を図書にとりまとめ、免許等を行う者等へ送付し、公表

■ 「環境監視」：事業者が他の法令等に基づき、あるいは必要に応じて実施する環境の状況等を把握するための調査・測定等の取組で、事後調査の要件に該当しない（不確実性がない）もの
→ アセス法上は公表の規定はなく、地元との協定等に基づき公表される場合がある

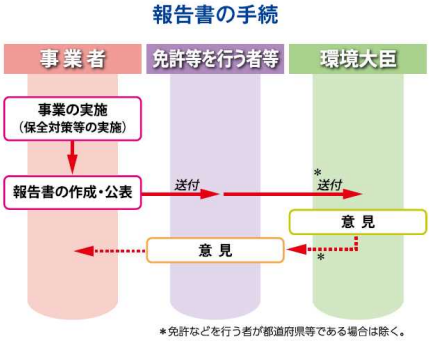

「報告書手続き」に係る特例

- 港湾計画の場合：
  報告書手続きは行われない
- 発電所の場合：
  報告書手続きは報告書の公表のみ

22

参考:簡易な環境影響評価手続やスクリーニング等の制度

事例	特徴	導入する場合の課題等
■ 米国EAの例	• 方法書手続（スコーピング）がないため、プロセス全体は簡素化。 • 事業特性等に応じて、環境影響評価の内容、手続期間が大きく異なる。 • 自由度が高くメリハリがある反面、事業スケジュール等の予見可能性は低い	• 環境影響評価の内容に関して自由度が高い制度であり、事業ごとのメリハリを安定して運用するには実績の蓄積が必要。
■ 大店立地法、廃掃法等の例	• 評価項目や手法があらかじめ定まっているため、環境影響評価の内容、期間の見通しがたてやすい。 • 大店立地法手続きには住民手続きの規定あり。 • 廃掃法手続きの場合も、多くは条例で公衆関与を規定。	• 立地に応じたメリハリのあるアセスは実現できない（風力発電の場合は立地特性に大きく依存するため不向きか）
■ 条例アセスの簡易な手続きの例	• 方法書、準備書段階の住民手続きを行わないことでプロセスを簡素化。 • 審査会、市町村意見照会、事後調査手続きは条例アセスと同様に実施。	• 行政によるチェック機能が重視されており、住民関与の手続きが不十分。
■ 小規模火力発電、太陽光発電のガイドライン	• 法及び条例の対象規模より小さい事業に対して、自主的な配慮を促すためのガイドライン。 • 手順は簡略化しつつも、地域とのコミュニケーションと適切な環境配慮を重視。 • 太陽光発電ガイドラインでは、環境影響評価になじみの薄い事業者向けにわかりやすさを重視している。	• 自主的な取組のため、実効性が課題。開発許可等の許認可を扱う地方公共団体や、事業者団体等と連携した普及が重要。
■ 発電所第二種事業の判定の例	• 資料調査や簡易な手法でスクリーニング判定でき、基準が明示されており予見性が高い。	• アセスの要否の判定のための仕組みであり、公衆関与の機会はない。

23

参考:制度事例①　米国EA制度

■ 風力発電事業のEAでは、規模によってはEISと手続き期間があまり変わらない例もある
■ 風力発電事業のEAでは、EISと評価項目は同様、複数年にわたる現地調査を実施し、数百ページのアセス図書を作成している例がある

■ 風力発電事業のEAの例

➢ 手続き期間の例

手続き	案件	設置容量	手続き期間
EIS	A	220 MW	51か月
	B	400 MW	34か月
EA	C	90 MW	33か月
	D	20 kW	10か月
	E	99 MW	29か月
	F	2 MW	20か月
	G	217 MW	48か月

A～Fは、米国エネルギー省が関与した2013年から2017年に完成した風力発電所（陸上）のEIS及びEA（手続き期間は、手続きの公告から最終図書の公告までの期間を示している。）
出典：平成29年度諸外国の環境影響評価制度等調査業務報告書（平成30年3月）

Gは、2019年に手続きが完了した右記のEA図書目次例の事業で、手続き期間は現地調査の開始から最終図書の公告までの期間を示している。

※民間の風力発電事業の場合、50MWを超える事業でもEAを実施（EAを実施した案件C～GはすべてFONSIが発行されている）

➢ 風力発電事業（陸上）のEA図書の目次例
（総出力 217MWの民間事業、2019年手続き完了の事例（左表のG））

目次
1.0 序章（事業の目的及び必要性等）
2.0 提案事業及び代替案の内容
3.0 影響を受ける環境
　3.1 土地利用、交通網等
　3.2 地形及び地質
　3.3 水源
　3.4 大気質、気候
　3.5 騒音
　3.6 生態系資源（植生、野生生物、希少種）
　3.7 景観
　3.8 古生物学的資源
　3.9 文化的資源
　3.10 社会経済
　3.11 少数民族等
　3.12 健康及び安全（電磁波、風車の影響）
4.0 環境影響
（3.0の項目ごとに提案事業と代替案の配慮事項、予測評価結果を記載）
5.0 累積的影響
6.0 関係諸機関（関係した連邦政府、地方政府、NGO等機関）
7.0 EA作成を担当した者一覧
8.0 参照資料

付属書A - 風力発電機特性
付属書B - 音響調査
付属書C - 草原の解析
付属書D - 野生生物報告書
付属書E - 猛禽類の巣の調査報告書
付属書F - 鳥類生息状況調査（1年目）
付属書G - 鳥類生息状況調査（2年目）
付属書H - ハクトウワシの巣モニタリング
付属書I - ウサギコウモリ類のコウモリ探知機調査
付属書J - ウサギコウモリ類の生息確認調査
付属書K - アメリカシロヅル生息地評価
付属書L - 鳥類及びコウモリ類の保全計画
付属書M - シャドーフリッカー解析
付属書N - 文化的資源に関する作成文書
付属書O - 事業による改変面積
付属書P - 他の文書との整合性確認様式
付属書Q - 説明会開催案内
付属書R - 住民意見及び当局による対応

（本編約130頁、付属書約490頁、計約620頁の図書）

24

参考：地球温暖化対策推進法の一部を改正する法律案

「2050年までの脱炭素社会の実現」を基本理念として法律に位置付け、政策の予見可能性を向上。

**長期的な方向性を法律に位置付け
脱炭素に向けた取組・投資を促進**

**地球温暖化対策の国際的枠組み「パリ協定」の目標や
「2050年カーボンニュートラル宣言」を基本理念として法に位置付け**

- 地球温暖化対策に関する政策の方向性が、法律上に明記されることで、国の政策の継続性・予見可能性が高まるとともに、国民、地方公共団体、事業者などは、より確信を持って、地球温暖化対策の取組やイノベーションを加速できるようになります。
- 関係者を規定する条文の先頭に「国民」を位置づけるという前例のない規定とし、カーボンニュートラルの実現には、国民の理解や協力が大前提であることを明示します。

地方創生につながる再エネ導入を促進

**地域の求める方針（環境配慮・地域貢献など）に適合する再エネ活用事業を
市町村が認定する制度の導入により、円滑な合意形成を促進**

- 地域の脱炭素化を目指す市町村から、環境の保全や地域の発展に資すると認定された再エネ活用事業に対しては、関係する行政手続のワンストップ化などの特例を導入します。
- これにより、地域課題の解決に貢献する再エネ活用事業については、市町村の積極的な関与の下、地域内での円滑な合意形成を図りやすくなる基盤が整います。

**ESG投資にもつながる
企業の排出量情報のオープンデータ化**

**企業からの温室効果ガス排出量報告を原則デジタル化
開示請求を不要にし、公表までの期間を現在の「2年」から「1年未満」へ**

- 政府として行政手続のデジタル化に取り組む中、本制度についてもデジタル化を進めることにより、報告する側とデータを使う側双方の利便性向上が図られます。
- 開示請求を不要とし、速やかに公表できるようにすることで、企業の排出量情報がより広く活用されやすくなるため、企業の脱炭素経営の更なる実践を促す基盤が整います。

25

参考：温暖化対策推進法の改正案の内容
地域の脱炭素化の促進（１）

背景及び方向性

- 地方公共団体の実行計画で定める**再エネの利用促進**等の施策について、 その**実施目標**の設定までは法律上求めていない。
- また、ゼロカーボンシティを含めた地域の脱炭素化のためには、地域資源である**再エネの活用が重要**であるが、再エネ事業に対する**地域トラブル**も見られるなど、地域における**合意形成**が課題。
- これを踏まえ、**実行計画制度を拡充**し、**地域の環境保全や地域の課題解決に貢献する再エネ**を活用した**地域脱炭素化促進事業**(※)を推進する仕組みを創設し、**地域の合意形成を円滑化**しつつ、**地域の脱炭素化を促進**。
  (2025年度までに都道府県の実行計画における再エネ目標策定率を、約30%(2019年度)から100%になるよう目指す。)

※ **再エネを利用**した**地域の脱炭素化のための施設**（以下「**地域脱炭素化促進施設**」という。）として省令で定めるもの**の整備**及びその他の**地域の脱炭素化のための取組を一体的に行う事業**であって、地域の環境保全及び地域の経済社会の持続的発展に資する取組を併せて行うもの(第２条第６項)。



改正案

１．都道府県の実行計画制度の拡充

(1) 実行計画の実効性を高めるため、**都道府県・政令市・中核市の実行計画**において、再エネ利用促進等の施策（※1）に関する事項に加え、**施策の実施に関する目標を追加**する(※2)（第21条第３項）。

※１　施策のカテゴリ：①再エネの利用促進、②事業者・住民の削減活動促進、③地域環境の整備、④循環型社会の形成

(2) **都道府県の実行計画**において、**地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮**し、省令で定めるところにより、（地域脱炭素化促進事業について市町村が定める）**促進区域の設定に関する基準を定める**ことができる(※2)（第21条第６項及び第７項）。

※２　(1)・(2)を定める場合は、地域の合意形成のプロセスとして、**住民その他の利害関係者や関係地方公共団体の意見聴取**（第21条第10項及び第11項）や（協議会が組織されているときは当該）**協議会における協議**が必要（第21条第12項）。
（協議会は、関係する行政機関、地方公共団体、地域脱炭素化促進事業を行おうとする者等の事業者、住民等により構成。）

26

参考：地球温暖化対対策推進法改正案の内容
地域の脱炭素化の促進（２）

2．市町村による実行計画の策定

(1) **市町村（指定都市等は除く。）**は、**実行計画**において、その区域の自然的社会的条件に応じて**再エネ利用促進等の施策**（※）**と、施策の実施目標を定めるよう努める**こととする（第21条第４項）。

※ 施策のカテゴリ：①再エネの利用促進、②事業者・住民の削減活動促進、③地域環境の整備、④循環型社会の形成

(2) **市町村**は、(1)の場合において、協議会も活用しつつ、**地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項**として、**促進区域**(※1)、**地域の環境の保全**のための取組、**地域の経済及び社会の持続的発展**に資する取組等**を定めるよう努める**こととする(※2)（第21条第５項）。

※１ **環境保全に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める区域の設定に関する基準**に従い、かつ、（都道府県が定めた場合にあっては）**都道府県の促進区域の設定に関する環境配慮基準**に基づき、定めることとなる。（第21条第６項及び第７項）

※２ (1)・(2)を定める場合は、地域の合意形成のプロセスとして、**住民その他の利害関係者や関係地方公共団体の意見聴取**（第21条第10項及び第11項）や（協議会が組織されているときは当該）**協議会における協議**が必要（第21条第12項）。

（協議会は、関係する行政機関、地方公共団体、地域脱炭素化促進事業を行おうとする者等の事業者、住民等により構成。）



3．地域脱炭素化促進事業の認定

(1) **地域脱炭素化促進事業を行おうとする者**は、事業計画を作成し、**地方公共団体実行計画に適合すること**等について**市町村の認定を受ける**ことができる（第22条の２）。

(2) (1)の認定を受けた認定事業者が認定事業計画に従って行う地域脱炭素化促進施設の整備に関しては、**関係許可等手続のワンストップ化**（※）や、**環境影響評価法**に基づく事業計画の立案段階における配慮書手続の省略も可能といった**特例**を受けることができる（第22条の５～第22条の11）。

※ **自然公園法**に基づく国立・国定公園内における開発行為の許可等、**温泉法**に基づく土地の掘削等の許可、**廃棄物処理法**に基づく熱回収施設の認定や処分場跡地の形質変更届出、**農地法**に基づく農地の転用の許可、**森林法**に基づく民有林等における開発行為の許可、**河川法**に基づく水利使用のために取水した流水等を利用する発電（従属発電）の登録。

※２．及び３．の運用を適正かつ円滑に進める仕組みとして、**国の支援や関与**に関する以下の規定を設ける。
- **国及び都道府県**は、**市町村に対し**、地方公共団体実行計画の策定及びその円滑かつ確実な実施に関し必要な**情報提供、助言その他の援助を行うよう努める**(第22条の12)。
- **環境大臣**は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、**関係地方公共団体の長に対し**、必要な**資料の提出又は説明を求める**ことができる(第61条第２項)。

27

参考：地球温暖化対策推進法改正の内容
地域の脱炭素化の促進制度のフロー図

政府による地球温暖化対策計画の策定

- 地球温暖化対策の推進に関する基本的方向、温室効果ガスの排出削減等に関する目標、施策の実施目標等

＋省令・ガイドラインでのルール整備
＋都道府県・市町村への資料提出・説明の要求

※既存の実行計画制度を拡充

都道府県・市町村による地方公共団体実行計画の策定

○都道府県＝事業推進の方向付け

- 都道府県全体での再エネ利用促進等の施策※の実施**目標**【義務】
  ※施策のカテゴリ：①再エネの利用促進、②事業者・住民の削減活動促進、③地域環境の整備、④循環型社会の形成
- 市町村が地域脱炭素化促進事業※の**促進区域を設定する際の環境配慮の方針**
  ※地域の再エネ資源を活用した地域の脱炭素化を促進する事業
  （例：再エネを導入し、自治体内の事業所・家庭や公共交通で利用する事業）

援助（計画策定の促進）

合意形成プロセス

○市町村＝円滑な合意形成を図り、個別事業を促進

- 市町村全体での再エネ利用促進等の施策の実施**目標**【政令市・中核市：義務、政令市等以外：努力義務】
- 地域脱炭素化促進事業の**促進区域**（省令・都道府県の環境配慮の方針に従い設定）及び**地域ごとの配慮事項**（**環境配慮、地域貢献**※）【努力義務】
  ※農林漁業の健全な発展に資する取組を定めた場合、農山漁村再エネ法に規定する基本計画とみなし、同法の特例も適用

住民や関係自治体への意見聴取

地域協議会での協議

許可等権者への協議

事業者による事業計画の申請

市町村による事業計画の認定

認定事業に対する規制制度の特例措置
・自然公園法・温泉法・廃棄物処理法・農地法・森林法・河川法のワンストップサービス
・事業計画の立案段階における環境影響評価法の手続（配慮書）を省略

28

参考:スクリーニングに係る御意見

■ 国による法アセスの対象は50,000kW以上の案件とし、**立地特性と地域の環境特性を考慮したスクリーニングの有効活用**により、効果的な環境アセスを実施

※設備容量1,000kW以上の案件においては環境への問題が発生しないよう、JWPA策定の自主規程「JWPA環境アセスガイド Ver.2」を、全風力発電事業者に周知・励行させる（関係市町村のご協力を得て自主アセスを実施）



【JWPA環境アセスガイド Ver.2との比較表】

	アセス法対象事業	JWPA環境アセスガイドによる事業
住民への情報提供	• 配慮書、方法書、準備書の各段階で一般の意見を求める	• 準備書縦覧中に住民説明会を開催することを義務化（方法書縦覧中は任意）
有識者意見の聴取	• 必要に応じて事前聴取 • 都道府県知事意見・市町村意見及び環境大臣意見（方法書段階ではなし）、主務大臣意見（方法書段階では助言）	• 有識者意見の聴取を義務化 • 関係市町村からの推薦・紹介などにより有識者を選定
共有データの活用	• 特段の定めなし	• **JWPAの事後調査共有データを利用し、個別の環境影響を有識者、住民が判断** • **上記共有データを参考にして、評価項目を選択**

JWPA 日本風力発電協会　（※）JWPA環境アセスガイド Ver.2： http://log.jwpa.jp/content/0000289762.html

再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会（第１回）日本風力発電協会　説明資料 29

参考：再エネを規制する条例等①

環境省

■ 再エネのトラブル事例が見られる中で、風力発電（再エネ）事業と自然環境等の調和を図る条例を制定する自治体も増えてきている（検索で59件がヒット）。
■ うち、許可制とするもの10件（保全地域等のみ許可を含む）、禁止区域・抑制区域・保全地域等を指定できるもの44件、地元や利害関係はへの説明・協議・同意等を具体的に記載するもの25件
■ 他に既往の条例で風力発電への規制等を強化するものもみられる。（騒音2件、景観1件）

特徴的な条例タイプの例

類型	自治体	条例名	制定年	備考
許可制をとるもの	茨城県常陸太田市	再生可能エネルギー発電設備の適正な設置と地域環境の保全に関する条例	H31	20kW以上の風力発電は市長の許可
禁止区域等の設定があるもの	北海道浜中町	再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例	R3	届出制、禁止区域を指定できる
	宮城県丸森町	環境と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例	R2	届出制、抑制区域を指定できる
住民の合意等の制約があるもの	静岡県磐田市	自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例	R2	地元自治会と協定締結
	八幡浜市	八幡浜市における再生可能エネルギー発電事業と地域との共生に関する条例	R2	地区代表者の合意

※調査方法：都道府県及び風力発電の立地が想定される市町村のサイトのチェック、及びキーワードによるインターネッと検索を実施。2021年1月末現在

30

参考：再エネを規制する条例等②

特徴的な条例タイプの例（つづき）

類型	自治体	条例名	制定年	備考
特定の地域、対象との調和を求める条例	茨城県つくば市	筑波山及び宝篋山における再生可能エネルギー発電設備の設置に関する条例	H28	禁止区域あり
	静岡県富士宮市	富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例	H27	抑制区域あり
既往の条例等の改正で風力規制を強化するもの	和歌山県	公害防止条例施行規則の改正（風力発電施設の騒音規制）	H31改正	騒音に係る特定施設に、20kW以上の風力発電施設を追加 兵庫県でも同様の条例改正を検討中
	岐阜県高山市	美しい景観と潤いのあるまちづくり条例	H29改正	風力は規模にかかわらずすべて届け出。 また、設置を禁止する区域（禁止区域）、設置が望ましくない区域（抑制区域）、設置に配慮を求める区域（配慮区域）を設定

※調査方法：都道府県及び風力発電の立地が想定される市町村のサイトのチェック、及びキーワードによるインターネッと検索を実施。2021年1月末現在

31